

## 資 料 目 録

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の  
活動領域の拡大に関する分科会（第5回）  
平成26年9月17日（水）  
10：00～12：00

- 資料1 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の  
活動領域の拡大に関する分科会（第5回）出席者名簿……………1
- 資料2 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の  
活動領域の拡大に関する分科会 工程表（案）……………3
- 資料3－1 「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート」  
分析結果報告書……………5
- 資料3－2 大阪弁護士会主催「よりよい地方自治の実現と弁護士会の役割～  
地方自治体と弁護士会との連携の実践例～」プログラム……………41
- 資料4－1 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員に対する  
アンケート 結果報告（分析・概要）……………43
- 資料4－2 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員  
（2014年7月10日現在・日弁連調べ）……………63
- 資料4－3 「任期付公務員登用セミナー」（2014年7月18日開催）……………67
- 資料4－4 「国会議員政策担当秘書説明会」  
（2014年8月4日・2014年10月6日開催）……………69
- 資料5 会員及び任期付公務員のための「自治立法に関する研修会」  
（2014年12月20日開催）……………71
- 資料6－1 監査人・補助者内訳……………73
- 資料6－2 包括外部監査人就任状況（自治体・資格別）……………75
- 資料6－3 「2014年度包括外部監査人等経験交流会」進行次第  
（2014年7月19日開催）……………79

資料6-4 包括外部監査制度への対応及び実態調査について（依頼）……81

資料7 子どもの人権保障と弁護士の活動領域の拡大……………89

資料8 地域包括支援センター等法律援助事業進捗状況報告書……………91

別冊 パンフレット「地方公共団体の皆様へ 地方公共団体における弁護士  
採用Q & A」

別冊 東京弁護士会「自治体連携プログラム」

別冊 京都弁護士会「行政連携のお品書き」

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の  
活動領域の拡大に関する分科会（第5回）出席者名簿

（平成26年9月17日）

社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事	田 島 良 昭(座長)
明石市長	泉 房 穂
早稲田大学政治経済学術院教授	北 川 正 恭
中央大学大学院法務研究科教授	大 貫 裕 之
内閣官房	
法曹養成制度改革推進室参事官	中 西 一 裕
法曹養成制度改革推進室参事官補佐	佐 熊 真紀子
法務省	
大臣官房司法法制部参事官	鈴 木 昭 洋
日本司法支援センター	
事務局長	相 原 佳 子
常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課課長補佐	尾 又 真 一
日本弁護士連合会	
事務次長	谷 英 樹
法律サービス展開本部副本部長	菊 地 裕太郎
法律サービス展開本部委員	谷 垣 岳 人
法律サービス展開本部委員，神奈川大学法学部教授	幸 田 雅 治
法律サービス展開本部委員	八 杖 友 一
子どもの権利委員会副委員長	川 村 百 合

オブザーバー

総務省

文部科学省

厚生労働省

公益社団法人日本社会福祉士会



2014年(平成26年)

2015年(平成27年)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
分科会開催イメージ		第3回			第4回				第5回	有識者		第6回?		第7回?	有識者	第8回	有識者		
司法試験スケジュール			LS修了		司法試験	合格発表 (短答式)			合格発表 (論文式)										
司法修習スケジュール(第67期)											選択型修習・集合修習→二回試験(11月)								
(第68期)													修習開始 →分野別修習						
国・地方自治体・福祉等分科会 試行方策	TODAY																		
	<p>全国版行政連携全般 施行方策</p> <p>自治体等連携センター</p> <p>自治体等連携センター、及びその各部会として活動 例 公金債権部会、外部監査・第三者委員会部会</p> <p>自治体に対するアンケート調査、集計・分析→情報提供(自治体及び弁護士会に対し)</p> <p>各弁護士会へのアンケート(「おしながき」集約)、第一次集計</p> <p>正誤確認、第二次集計・分析</p> <p>各弁護士会の体制整備、広報ツール作成、広報受付窓口設置</p> <p>各弁護士会との情報共有・意見交換</p> <p>11/25 シンポジウム(札幌)</p> <p>シンポジウム(高松)</p> <p>自治体へのプレゼン等</p> <p>事業実施体制の確定</p>																		
	<p>公務員任用促進に関する施行方策</p> <p>公務員(常勤職員)に対するアンケート調査、集計・分析→情報提供(自治体及び弁護士に対し)</p> <p>自治体等連携センターとして活動</p> <p>自治体向けQA作成</p> <p>自治体訪問、首長面談など</p> <p>任期付公務員登用セミナー、採用説明会、座談会等 開催</p> <p>弁護士向けパンフレット作成</p> <p>アドバイザー制度立ち上げ</p> <p>現職OB意見交換会</p> <p>自治体内弁護士NW準備</p> <p>任用促進に関する組織の設置、活動</p>																		
	<p>条例づくり・レビュー等に関する施行方策</p> <p>大津に対する支援終了</p> <p>債権回収に関する条例制定支援</p> <p>自治体等連携センターの部会として活動</p> <p>12/20弁護士対象研修会</p> <p>自治体対象セミナー</p> <p>内閣府連携セミナー</p>																		
	<p>福祉に関する施行方策</p> <p>「ひまわりあんしん事業」の実施(高齢者)</p> <p>地域包括支援センター/障害者相談支援事業所への弁護士派遣(大阪等)</p> <p>自治体等連携センター福祉部会及び関連委員会(高齢者・障害者/子ども/貧困等)としての活動</p> <p>福祉事業者等支援</p> <p>子どもに関する施行方策選定、実施(予定)</p> <p>貧困に関する施行方策選定、実施(予定)</p>																		
<p>法科大学院教育との連携による施行方策</p> <p>【弁護士登録後の継続教育】</p> <p>LSとの協議</p> <p>中央LSの科目開放 →履修状況を検証、他のLSへの展開を模索・検討</p> <p>研修の実施</p> <p>研修内容の検討、実施準備等</p>																			

試行方策の実施状況まとめ・報告



平成26年8月31日

「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート」  
分析結果報告書

### 第1 アンケートの実施及び回答状況【総務部門・事業部門 Q1～Q2】

1 本アンケートは、地方公共団体（以下「自治体」という。）における法的ニーズを把握するために、日本弁護士連合会が実施したものである。

まず、兵庫県内の自治体について平成25年6月17日から7月19日にかけて先行実施し、その後同年11月27日から平成26年1月20日にかけて全国の都道府県、市、特別区に回答を依頼した。

本アンケートにおいては、各自治体の総務部門のほか、それぞれの福祉部門、学校教育部門に対しても個別に回答を依頼した。

回答のあった自治体は、総務部門において860団体のうち594団体（回答率69.06%）であり、福祉部門については505団体、学校教育部門については500団体からそれぞれ回答が得られている。なお、福祉部門、学校教育部門については、同一の自治体における複数の部署から回答をいただいた場合であっても、それぞれを1件として計上している。

2 回答をいただいた自治体の属性は以下のとおりである【Q1～2】。

（総務部門）

(1) 都道府県	回答数 37 (回答率 78.7%)
(2) 県庁所在市	回答数 39 (回答率 83.0%)
(3) (2)以外の政令指定都市	回答数 4 (回答率 80.0%)
(4) (2)以外の中核市	回答数 15 (回答率 65.2%)
(5) (2)以外の特例市	回答数 24 (回答率 72.7%)
(6) (2)ないし(5)以外の市	回答数 462 (回答率 67.7%)
(7) 特別区（東京23区）	回答数 13 (回答率 56.5%)

（事業部門）

(1) 都道府県	福祉部門回答数 32	学校教育部門回答数 34
(2) 県庁所在市	福祉部門回答数 33	学校教育部門回答数 33
(3) (2)以外の政令指定都市	福祉部門回答数 6	学校教育部門回答数 3
(4) (2)以外の中核市	福祉部門回答数 12	学校教育部門回答数 13
(5) (2)以外の特例市	福祉部門回答数 19	学校教育部門回答数 18
(6) (2)ないし(5)以外の市	福祉部門回答数 393	学校教育部門回答数 388
(7) 特別区（東京23区）	福祉部門回答数 13	学校教育部門回答数 11

## 第2 自治体を当事者とする「係争案件」の現状及び外部弁護士への相談について【総務部門 Q3～Q13】

- 1 自治体を当事者とする訴訟・調停事件について外部の弁護士（自治体の常勤職員以外）への依頼状況を事件類型ごとに質問した結果は以下のとおりである【Q3～Q10】。
- (1) 【Q3】国家賠償請求訴訟，住民訴訟を含む行政訴訟事件の新規件数（裁判所の受付日が平成24年中のもの。以下同じ。）は，1089件，このうち弁護士に依頼した件数は740件（68%）であった。
- (2) 【Q4】国家賠償請求訴訟を除く民事訴訟事件の新規件数は1482件，このうち弁護士に依頼した件数は983件（66%）であった。
- (3) 【Q5】国家賠償請求訴訟に関する調停を含む民事調停事件の新規件数は244件，このうち弁護士に依頼した件数は81件（33%）であった。
- (4) 【Q6】支払督促申立事件について，新規件数は796件，このうち弁護士に依頼した件数は104件（13%）であった。
- (5) 【Q7】相続財産管理人選任・成年後見・補佐・補助等の家事審判申立事件について，新規件数は419件，このうち弁護士に依頼した件数は24件（6%）であった。
- (6) 【Q8】住民監査請求について，新規件数は403件，このうち弁護士に依頼した件数は19件（5%）であった。
- (7) 【Q9】異議申立てについて，新規件数は7885件，このうち弁護士に依頼した件数は31件（0.4%）であった。
- (8) 【Q10】上級庁への審査請求について，新規件数は2763件，このうち弁護士に依頼した件数は10件（0.4%）であった。
- (9) 行政訴訟，民事訴訟等の訴訟案件については，弁護士への依頼率が70%近くに達しているものの，訴訟の前段階である住民監査請求，行政不服審査法上の異議申立てや審査請求への対応については，自治体内で対応する傾向がみられる。
- (10) さらに上記の結果から，やや取扱いが特殊と考えられる東京都及び東京23区を除いた件数及び弁護士への依頼件数は以下のとおりであり，行政事件については，弁護士への依頼の割合に有意の差が生じている（68%と85.5%）。

事案類型	件数	弁護士への依頼件数	依頼の割合
行政訴訟事件	848件	725件	85.5%
民事訴訟事件	1134件	761件	67.1%
民事調停事件	233件	76件	32.6%
支払督促事件	792件	103件	13.0%
家事審判申立事件	360件	16件	4.4%
住民監査請求	387件	18件	4.7%
異議申立て	7538件	31件	0.4%
審査請求	2239件	10件	0.4%



## 2 行政対象暴力・悪質クレームについて【Q11】

行政対象暴力・悪質クレームの新規発生件数、前年度からの継続件数及びそのうち弁護士に依頼した件数について質問したところ、新規発生件数は1098件、前年度からの継続件数は332件、新規件数のうち弁護士に依頼した件数は131件（11.9%）であった。

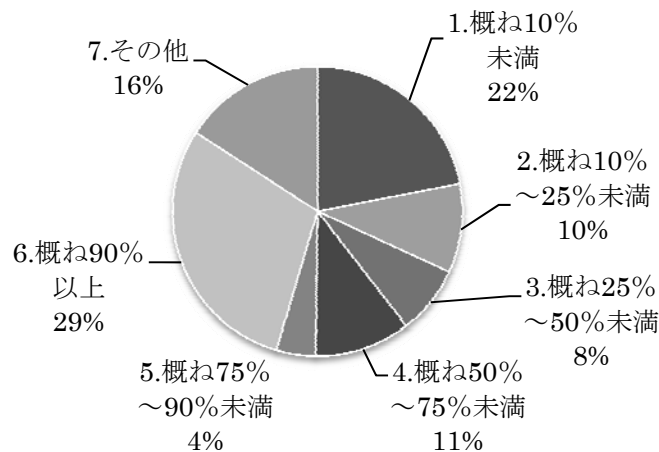
なお、この類型に関しては、東京都及び23区と、他の自治体とで弁護士への依頼割合に大きな差はなかった。

## 3 係争案件に関する弁護士への相談の実情及び相談ニーズについて

(1) 【Q12】上記1, 2の係争案件全体のうち、弁護士に相談した案件数の割合については、概ね10%未満とする自治体が115団体（22%）、概ね10%～25%未満とする自治体が52団体（10%）、概ね25%～50%未満とする自治体が40団体（8%）、概ね50%～75%未満とする自治体が56団体（11%）、概ね75%～90%未満とする自治体が23団体（4%）、概ね90%以上とする自治体が115団体（29%）、その他が83団体（全体の16%）となっている。

係争案件として認識されているものについても、弁護士の利用（相談）の積極性に自治体によりはばつきがみられる結果となっている。

【Q12】係争案件を弁護士に相談する割合



(2) 【Q13】外部弁護士に相談している係争案件の割合について、現状よりも増やすことが望まれると回答した自治体は55団体（10%）、現状の割合で不都合を感じないとの回答が431団体（82%）、現状より減らしても不都合はないとの回答が2団体（1%）、その他が38団体（7%）であった。係争案件に係る外部弁護士への相談割合について、現状維持でよいとの回答が大半をしめているものの、現状よりも増やすことを望むとの回答も一定程度存在している。

### 第3 「係争案件以外の案件」に関する外部弁護士への相談の実情とニーズ【総務部門 Q14～Q15】

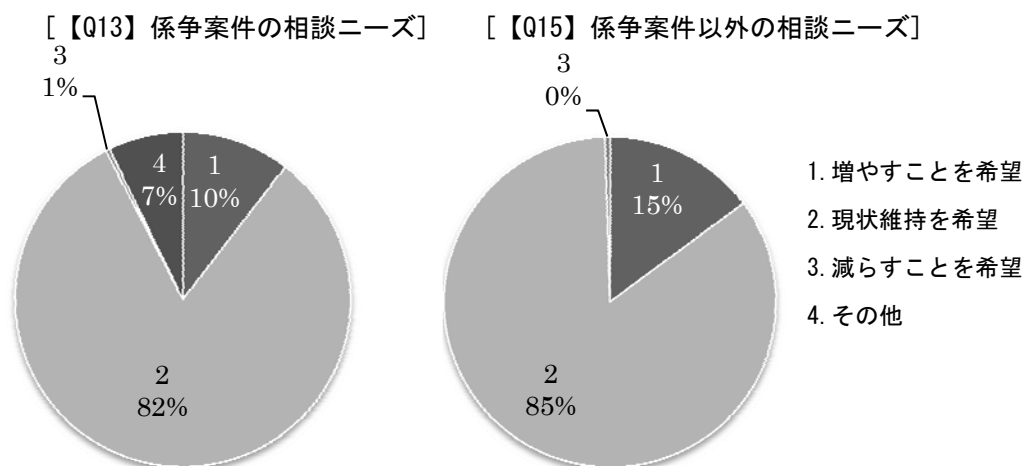
1 【Q14】平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）中に生じた係争案件以外の案件（一般的な法律相談、条例等の制定・改廃に関する法律相談、行政事務執行上の法律相談等）における外部の弁護士（自治体の常勤職員以外）への相談状況は、以下のとおりである。

相談件数0件と回答した自治体は18団体、1件以上10件未満が143団体、10件以上20件未満が132団体、20件以上30件未満が106団体、30件以上50件未満が106団体、50件以上100件未満が54団体、100件以上200件未満が20団体、200件以上が8団体であり、相談件数の最大値は450件（都道府県）であった。

自治体の属性で比較をすると、都道府県では30件ないし50件と回答した自治体が15団体、県庁所在地・政令指定市についてはばらつきがあるものの20件ないし50件とする自治体が多かった。また、中核市については過半数が20件以下、これら以外の市では、大多数が0件ないし50件の範囲に含まれていた。

2 【Q15】外部弁護士に相談している案件（係争案件以外）の割合について、現状よりも増やすことが望まれるとした回答が85団体（15%）、現状の割合で不都合を感じないとした回答が486団体（85%）、現状より減らしても不都合はないとした回答は3団体にとどまった。

3 係争案件以外の案件については、現在よりも相談案件の割合を増やしたいとのニーズが、係争案件のそれを若干上回る結果となっている。



#### 第4 顧問弁護士の関与状況【総務部門 Q16～Q24, 事業部門 Q4～Q10】

##### 1 顧問弁護士の委嘱状況

###### (1) 総務部門【Q16, 17】

回答数 594 のうち、顧問弁護士に委嘱しているとした自治体は 519 (約 87%) に上った。

委嘱している弁護士の数は、1 名とした自治体が 294 団体、2 名とした自治体が 118 団体、3 名とした自治体が 47 団体で、これらのみで、顧問弁護士に委嘱している自治体の約 88%を占める。最大の顧問弁護士人数は 23 名であった。

もっとも、複数の顧問弁護士に委嘱している自治体も、うち相当数が、委嘱先である法律事務所に所属する弁護士の全部または一部(複数)を人数にカウントしているとみられる。

###### (2) 事業部門【Q4】

ア 福祉(民生)部門の回答部署数 508(ただし、複数の部署から回答があった自治体がある。)のうち、部門として顧問弁護士に委嘱しているとした自治体は 81(約 20%)である。

イ 他方、学校教育部門の回答部署数 507 のうち、部門として顧問弁護士に委嘱しているとの回答のあった部署は 129(約 25%)である。

###### (3) 法曹有資格者の在籍と顧問弁護士への委嘱状況

回答のあった自治体のうち、現に法曹有資格者が在籍しているとの回答があったのは 37 団体(総務部門の回答)、このうち顧問弁護士を委嘱していると回答した自治体は 27 団体(73.0%)であった。顧問弁護士の委嘱割合は、法曹有資格者の在籍していない自治体に比べて若干低いものの、法曹有資格者の採用後も多くの自治体が顧問弁護士への委嘱を継続していることが明らかとなった。

##### 2 顧問弁護士の業務内容及び依頼方法

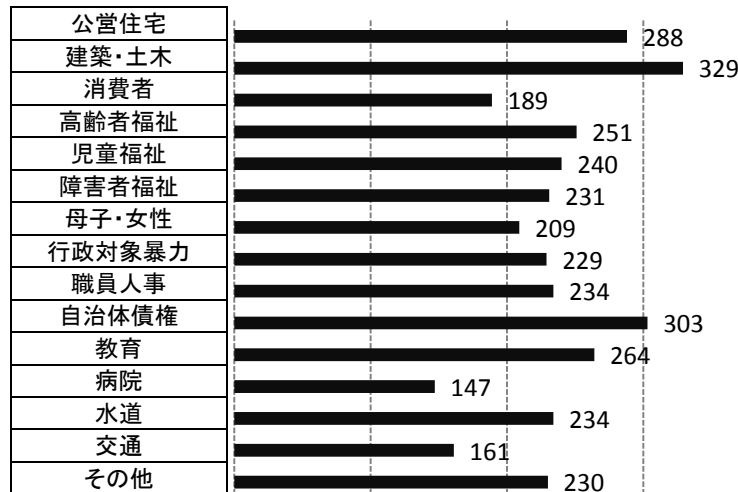
###### (1) 総務部門【Q18～20】

委嘱している顧問弁護士への相談内容としては、①自治体を当事者とする訴訟・調停等に関するもの(449 団体)が最も多く、これに、②個別行政分野における業務執行上のもの(407 団体)、③苦情処理対応に関するもの(337 団体)が続く。ほか、④行政不服申立に関するもの、⑤自治体債権の管理回収分野に関するもの、⑥裁判外紛争に関するもの(上記③、④及び⑤を除く)、及び、⑦契約書に関するものが、いずれも 240 余りから 300 程度の回答を集めており、多くの自治体でこれらの相談が顧問弁護士に寄せられているといえる。

委嘱している顧問弁護士に法律相談または代理業務の依頼をしている分野としては、①建築・土木(329 団体)が最多であり、これに、②自治体債権(303 団体)、③公営住宅(288 団体)が続く。このほか、④高齢者福祉、⑤児童福祉、⑥障害者福祉、⑦母子・女性、⑧行政対象暴力、⑨職員人事、⑩教育、及び、⑪水道の各分野

についても、それぞれ 200 を超える団体から回答がなされており、幅広い分野の法律相談または代理業務の依頼が顧問弁護士に寄せられているといえる。

【【総務部門 Q19】 顧問弁護士に法律相談又は代理業務の依頼をしている分野】



顧問弁護士に対する法律相談及び代理業務の依頼手続としては、回答数 520 のうち、①相談及び依頼のいずれも総務部門を通じて申し込んでいるとの回答 (254 団体) が最も多い。②相談または依頼のいずれか一方のみ総務部門を通じて申し込むとの回答は 107 団体であり、顧問弁護士に対する法律相談または代理業務の依頼に関して総務部門が手続に何らかのかたちで関与している自治体は約 69%であった。対して、③総務部門以外の所管部門が直接申し込むとした回答は 110 団体であった。

(2) 事業部門【Q5, 6】

ア 福祉 (民生) 部門における顧問弁護士への相談内容としては、①自治体を当事者とする訴訟・調停等に関するもの (約 52%) が最も多く、次いで、②個別行政分野における業務執行上のもの (約 49%)、③行政不服申立に関するもの (約 32%)、④自治体債権の管理回収分野に関するもの (約 32%。③と同数) が多い。

顧問弁護士に対する法律相談及び代理業務の依頼手続としては、回答数 80 のうち、①相談及び依頼のいずれも総務部門を通じて申し込むとの回答が 41、②相談または依頼のいずれか一方のみ総務部門を通じて申し込むとの回答が 16 であり、顧問弁護士に対する法律相談または代理業務の依頼に関して総務部門が手続に何らかのかたちで関与していると回答した部署が約 71%を占めた。対して、③所管部門が直接申し込むとの回答が 19 であった。

イ 学校教育部門における顧問弁護士への相談内容としては、①自治体を当事者とする訴訟・調停等に関するもの (約 66%) が最も多く、次いで、②苦情処理対応に関するもの (約 56%)、③個別行政分野における業務執行上のもの (約 45%) が多

い。福祉（民生）部門の相談内容と比較して、紛争対応や苦情処理の割合が大きいという傾向が見られる。その他とされた具体的回答の中にも、保護者対応やいじめ問題対応といったものが散見された。

顧問弁護士に対する法律相談及び代理業務の依頼手続としては、回答数 129 のうち、①相談及び依頼のいずれも総務部門を通じて申し込むとの回答が 53、②相談または依頼のいずれか一方のみ総務部門を通じて申し込むとの回答が 20 であり、顧問弁護士に対する法律相談または代理業務の依頼に関して総務部門が手続に何らかのかたちで関与していると回答した部署が約 57%を占めた。対して、③所管部門が直接申し込むとの回答が 41 であった。

【事業部門【Q5】顧問弁護士への相談内容】

	福祉	学校教育
自治体を当事者とする訴訟・調停等に関するもの	42	84
行政不服申立に関するもの	26	35
自治体債権の管理回収分野に関するもの	26	21
苦情処理対応に関するもの	24	72
裁判外紛争(上記2~4を除く)に関するもの	11	32
契約書に関するもの	6	14
個別行政分野における業務執行上のもの	40	57
政策形成段階におけるもの	3	4
条例等の立案過程におけるもの	1	3
その他	8	12

### 3 顧問弁護士に対する評価

#### (1) 総務部門【Q21】

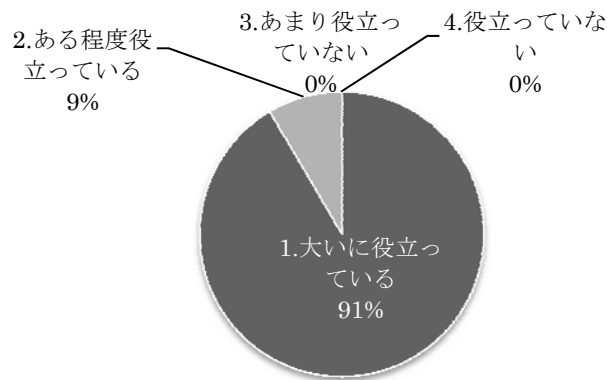
顧問弁護士を委嘱していることへの主観的評価は、回答数 519 のうち、①「大いに役立っている」との回答が 475 団体 (91%)、②「ある程度役立っている」との回答は 44 団体 (9%) であり、役立っているとの回答が全体の 100%を占めた。

#### (2) 事業部門【Q7】

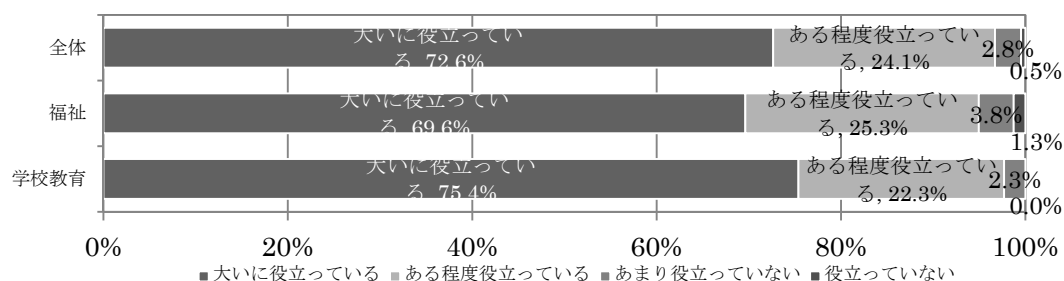
ア 福祉（民生）部門の回答部署数 79 のうち、①大いに役立っているとの回答が 55 (69%)、②ある程度役立っているとの回答が 20 (25%) であり、役立っているとの回答が全体の約 95%であった。

イ 学校教育部門の回答部署数 130 のうち、①大いに役立っているとの回答が 98 (75%)、②ある程度役立っているとの回答が 29 (22%) であり、役立っているとの回答が約 98%を占めた。

〔顧問弁護士に対する満足度（総務部門）〕



〔顧問弁護士に対する満足度（事業部門）〕



#### 4 顧問弁護士の有効活用に当たり自治体に改善が望まれる点【総務 Q22, 事業 Q8】

- (1) 顧問弁護士をより一層有効に活用する上で、自治体サイドに改善が望まれる点について、自由記載形式で質問したところ、総務部門については 24 件、事業部門については、13 件の回答があった。
- (2) 回答数自体は上記のとおり少数であるが、参考として回答の傾向をまとめると、
  - ①迅速かつ容易に相談できる環境・体制の整備 (13 件), ②相談内容・資料等の整理方法の改善等 (5 件), ③行政に精通した顧問弁護士の確保 (5 件), ④顧問弁護士からの助言内容等を庁内において共有化すること (2 件), ⑤顧問弁護士の増員 (2 件), ⑥職員の法務能力・法令順守意識の向上 (2 件) となった。

#### 5 今後、顧問弁護士への委嘱を希望する業務・分野

##### (1) 総務部門【Q23】

現在委嘱していない分野で、今後顧問弁護士への委嘱を希望する業務・分野については、「特にない」と回答した自治体 (343 団体) が半数以上を占めたが、①自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人 (86 団体) のほか、②自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人 (85 団体), ③行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック (70 団体), ④裁判外紛争 (上記②, ③及び下記⑤を除く) に関する法律相談及び代理人 (69 団体), ⑤苦情処理対応の代理人 (64

団体), ⑥個別行政分野における業務執行上の法律相談 (59 団体), ⑦政策形成段階における法律相談 (50 団体), ⑧条例等の立案過程における法律相談及び法令審査 (50 団体) などについては, 顧問弁護士を活用していない自治体が相当数あり, 新たに委嘱を希望する業務として認識されている。

#### 【Q23】 今後顧問弁護士への委嘱を希望する業務・分野

自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人	86
行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック	70
自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人	85
苦情処理対応の代理人	64
裁判外紛争(上記2~4を除く)に関する法律相談及び代理人	69
契約書に関する法律相談及び文書チェック	38
個別行政分野における業務執行上の法律相談	59
政策形成段階における法律相談	50
条例等の立案過程における法律相談及び法令審査	50
特にない	343
その他	39

#### (2) 事業部門【Q9】

ア 福祉(民生)部門では, 今後顧問弁護士への委嘱を希望する業務・分野(現在委嘱していない分野)について 120 の部署から回答があった。このうち「特にない」との回答(32)が回答数全体の約 27%を占めたが, 総務部門に比べてその割合は低く, ①自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人(29), ②個別行政分野における業務執行上の法律相談(29), ③自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人(24), ④裁判外紛争(上記③, 下記⑤及び⑥を除く)に関する法律相談及び代理人(21), ⑤行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック(20)のほか, ⑥苦情処理対応の代理人(11), ⑦契約書に関する法律相談及び文書チェック(10), ⑧条例等の立案過程における法律相談及び法令審査(7), ⑨政策形成段階における法律相談(5)など, 各自治体において顧問弁護士への委嘱を希望しながら未だ活用されていない業務はまだまだ残されている。

イ 学校教育部門における, 今後, 顧問弁護士への委嘱を希望する業務・分野(現在委嘱していない分野)については, 160 の部署から回答があった。このうち, 「特にない」との回答(51)が全体の約 32%を占めたが(もともと, 総務部門に比べてその割合は低い), ①自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人(48), ②苦情処理対応の代理人(39), ③個別行政分野における業務執行上の法律相談(28), ④裁判外紛争(上記②, 下記⑤及び⑥を除く)に関する法律相談及び代理人(28), ⑤自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人(25), ⑥行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック(20), ⑦条例等の立案過程における法律相談及び法令審査(15), ⑧政策形成段階における法律相談(12),

⑨契約書に関する法律相談及び文書チェック（12）のほか、より具体的な委嘱業務として、教職員の労務問題、児童生徒の保護者等からのクレーム対応、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ問題対策連絡協議会への参加など、学校教育部門でも、顧問弁護士のさらなる活用が期待されている業務が少なからず存在していることがうかがえる。

## 6 顧問弁護士委嘱に当たって考慮する点

### (1) 総務部門【Q24】

顧問弁護士を委嘱する場合に考慮する点については、①行政訴訟・行政法規に関し知識・経験があることとした回答（491 団体）が最も多く、次いで、②自治体行政に知識・経験を有していること（424 団体）、③対応が迅速であること（335 団体）、④相談しやすさ・親しみやすさがあること（242 団体）、⑤公正さがあること（219 団体）、⑥市民感覚を理解していること（184 団体）が多い。

その他の具体的回答の中には、弁護士としての実績を重視するものや、事務所が自治体内または近隣にあることを重視するものが複数見られた。

### (2) 事業部門【Q10】

ア 福祉（民生）部門における、顧問弁護士を委嘱する場合に考慮する点については、①行政訴訟・行政法規に関し知識・経験があることとの回答（279）が最も多く、次いで、②自治体行政に知識・経験を有していること（238）、③対応が迅速であること（217）、④相談しやすさ・親しみやすさがあること（154）、⑤公正さがあること（153）、⑥市民感覚を理解していること（127）が多く、順位は、総務部門での順位と同一であった。

なお、顧問弁護士を委嘱したことがなく、検討もしていないとの回答（156）が相当数あるが、その理由を総務部門で委嘱しているからとするものが多数みられた。

イ 学校教育部門における、顧問弁護士を委嘱する場合に考慮する点については、①行政訴訟・行政法規に関し知識・経験があることとの回答（328）が最も多く、次いで、②自治体行政に知識・経験を有していること（287）、③対応が迅速であること（272）、④公正さがあること（184）、⑤相談しやすさ・親しみやすさがあること（170）、⑥市民感覚を理解していること（153）が多く、順位は、総務部門での順位とほぼ同一であった。

なお、委嘱をしたことがなく、検討もしていないとの回答（109）が相当数あるが、その理由を総務部門で委嘱しているからとするものが多数みられた。

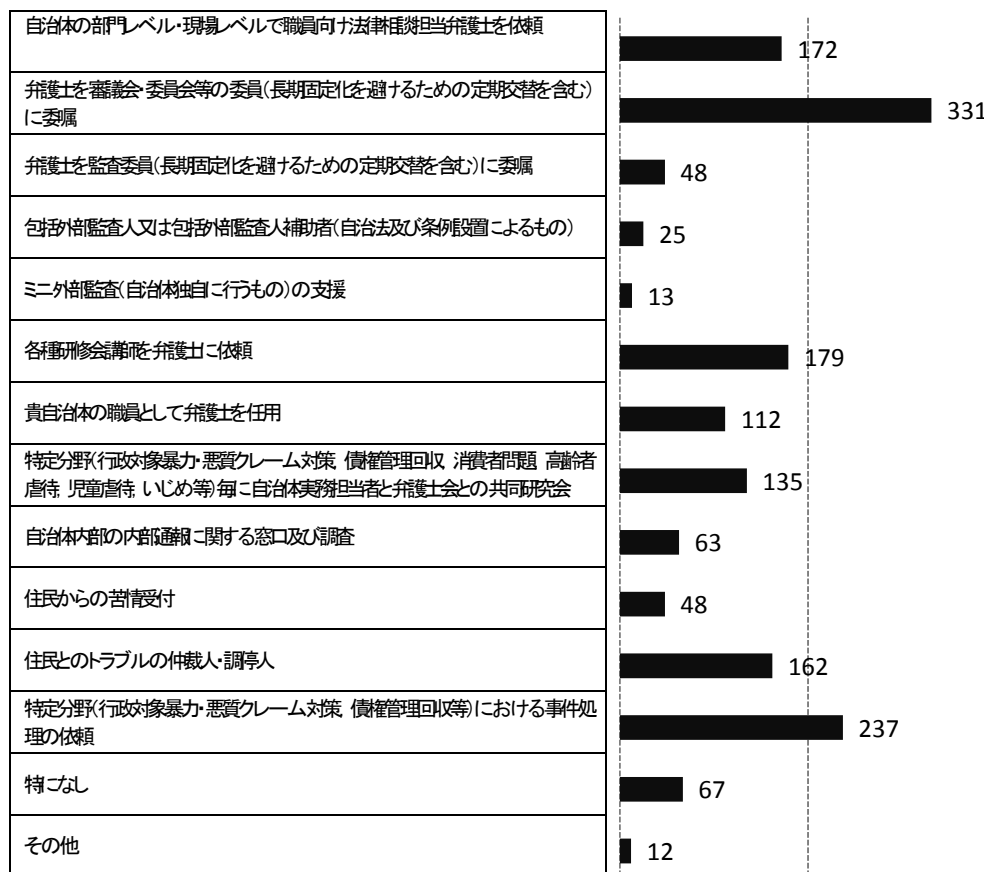


## 第5 顧問弁護士以外の外部の弁護士に求める役割【総務 Q25 事業 Q11】

1 顧問弁護士以外の弁護士が自治体の法的ニーズを一層充足するのに有益と思われる役割・関与形態【総務 Q25 事業 Q11】

(1) 総務部門においては、審議会・委員会の委員が最も多く 56%の自治体が有益と回答した。次いで、40%の自治体が特定分野（行政対象暴力・悪質クレーム対策、債権管理回収等）の事件処理を、約 30%の自治体が職員向け研修、研修会講師、部門レベル・現場レベルでの職員向け法律相談、住民とのトラブルの仲裁人・調停人といった分野を、それぞれ有益と回答した。

〔【総務 Q25】顧問弁護士以外の外部弁護士に対するニーズ〕



(2) 事業部門では、審議会・委員会の委員を有益とする回答が約 25%程度あったものの、特定分野における事件処理（43%）、特定分野毎の共同研究会（39%）、住民とのトラブルの仲裁人・調停人（34%）、部門レベル・現場レベルでの職員向け法律相談（33%）がこれを上回った。事業部門の現場では、福祉・学校教育の別を問わず、日々、具体的な案件・トラブル等に直面し、その具体的な対応に迫られている。アンケートにもそれが表れており、現場レベルでは、専門特化したより実践的な対応を欲して

いることが明瞭に読みとれる結果となった。なお、具体的な記載としては、福祉部門では、高齢者・成年後見関連業務（虐待通報への対処の助言，後見の市長申立事案での受任，市民後見人の養成），学校教育部門では，いじめ防止対策推進法への対応といったものが見られた。

【事業 Q11】 顧問弁護士以外の外部弁護士に対するニーズ

	福祉	学校教育
自治体の部門レベル・現場レベルで職員向け法律相談担当弁護士を依頼	169	161
弁護士を審議会・委員会等の委員（長期固定化を避けるための定期交替を含む）に委嘱	116	130
弁護士を監査委員（長期固定化を避けるための定期交替を含む）に委嘱	10	6
包括外部監査人又は包括外部監査人補助者（自治法及び条例設置によるもの）	8	4
ミニ外部監査（自治体独自に行うもの）の支援	15	2
各種研修会講師を弁護士に依頼	116	125
貴自治体の職員として弁護士を任用	37	28
特定分野毎に自治体実務担当者と弁護士会との共同研究会	194	200
自治体内部の内部通報に関する窓口及び調査	14	14
住民からの苦情受付	66	71
住民とのトラブルの仲裁人・調停人	165	178
特定分野（行政対象暴力・悪質クレーム対策，債権管理回収等）における事件処	226	209
特になし	77	69
その他	23	6

(3) 弁護士の職員任用については，総務部門において 112 団体（19%）が有益と回答したのに対し，事業部門でこれを有益と回答した部署は，福祉部門 37（7%），学校教育部門 28（5%）にとどまっており，総務部門の方が高い関心を有することがうかがえる。

なお，監査委員，包括外部監査，ミニ外部監査といった分野を有用とした回答は，総務部門，事業部門ともに 10%を下回った。特に合规性監査を実施する場合には，実際に弁護士がこれらの業務を実施した場合，高い評価を受けることが多いとされる分野でもあることから，自治体にニーズとしての認識を有してもらうことが課題となろう。

## 2 職員向け法律相談の外部弁護士（顧問弁護士以外）への依頼の有無【総務 Q26，事業 Q12】

特定の自治体業務について、職員向けの法律相談を顧問弁護士以外の外部弁護士に依頼しているかどうかについては、「依頼している」との回答が総務部門で10%（60団体）、事業部門で4%（福祉部門 24，学校教育部門 20）しかなく、依頼している自治体のごくわずかにとどまった。

依頼している自治体の中でも、人数については1名とした回答が過半数となり、複数の弁護士に依頼している自治体はごく少数であった。依頼している分野としては、債権管理・回収，児童福祉・児童虐待といった分野が比較的多かった。

これに対し、上記1(1)及び(2)で述べたとおり、今後顧問弁護士以外の弁護士の役割として有益と考えられる業務として、部門レベル・現場レベルで職員向け法律相談を挙げた団体が、総務部門，事業部門ともに全体の30%前後（総務部門 172，福祉部門 169，学校教育部門 161）を占めていることよりすれば、専門性の高い個別分野における職員向け法律相談については、顧問弁護士以外の弁護士に対する活用ニーズが相当程度あることがうかがえる。

## 3 小括

特定分野の事件処理や職員向けの研修，法律相談について外部の弁護士（顧問弁護士以外）の活用を有益と考えている自治体は非常に多く、大きな需要があると見込まれる。

また、より現場に近い事業部門では、当該部署が日々取り扱う具体的な業務，案件についての専門的な援助に対するニーズが強い傾向が読みとれる。

そこで、弁護士サイドにおいても、各分野での専門的かつ実践的な対応を担える組織，システムを整備し、こうしたニーズに応じていくことが双方にとって有用である。アプローチの方法としては、事業部門でニーズの大きかった共同研究会を設ける，職員向け相談を実施するといったことから始め、相互理解と信頼関係を深めながら特定分野の事件処理（事件受任）等へ進めていくという手法も一案である。

## 第6 職員研修の状況と弁護士会に対するニーズ【総務部門 Q27～30 事業部門 Q13～15】

### 1 法務に関する職員研修の外部弁護士への依頼の有無【総務 Q27 事業 Q13】

法務・コンプライアンスに関する職員研修を外部講師が担当したことがあるかどうかについて、「ある」と回答したのは、総務部門では44%に上ったのに対し、事業部門では8.1%にとどまった。また、「ない」と回答したのは、総務部門では30%、事業部門では17.4%であった。

さらに、そもそもそうした研修を「行わなかった」とした自治体も、総務部門で26%、事業部門で74.5%に上った。

これに対し、法曹有資格者が在籍している自治体では、外部講師が担当したことが「ある」と回答した自治体が、総務部門で55.6%、事業部門で28.6%、「ない」と回答したのは、総務部門で33.3%、事業部門で14.7%、そもそも法務・コンプライアンスに関する職員研修を「行わなかった」との回答は、総務部門で11.1%、事業部門で57.1%であった。

これらの結果から、法務・コンプライアンスに関する研修は、自治体内部における役割分担としては総務部門により主催されることが多い傾向にあるといえる。

また、法曹有資格者が在籍している自治体では、そうでない自治体に比べて研修を実施している割合が高く、かつ担当講師についても外部弁護士である比率が高い。そのため、法曹有資格者が在籍している自治体では、外部弁護士を講師に招聘して研修を実施しようとする意識が高いとの見方も可能である。

### 2 弁護士会による弁護士講師派遣制度への興味【総務部門 Q28】

弁護士会が弁護士講師を派遣する制度についての興味をたずねる質問については、総務部門で72%が「興味がある」と回答した。

Q25の顧問弁護士以外の弁護士に求める役割をたずねる質問で、「6. 各種研修会講師を弁護士に依頼」を挙げた回答は30%にとどまったが、ピンポイントに講師派遣制度へのニーズを問う本問では7割を超える自治体が「興味がある」と回答している。Q25のような質問において興味関心の相対順位が低い分野であっても、自治体側が興味を抱き高いニーズを感じている分野が存在することがうかがえる。

「その他」としては、行政法を中心に研修を行っているため弁護士会からの派遣を考えていない、行政実務経験者による研修を実施している、顧問弁護士ないし任期付職員で足りている、派遣可能な分野や要請の方法など具体的な情報がわかれば検討したい、派遣費用によっては考えたい、といった回答があった。

### 3 弁護士講師派遣制度で希望するテーマ【総務 Q29 事業 Q14】

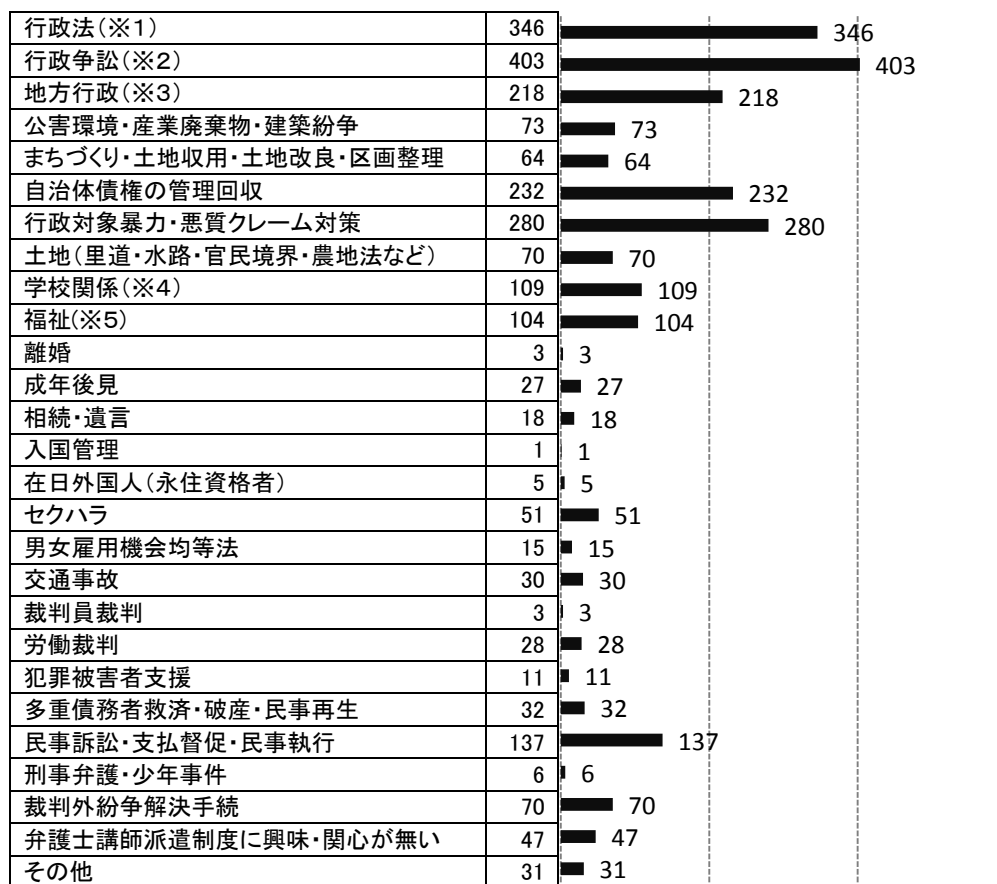
弁護士派遣制度を利用する場合に希望するテーマとしては、総務部門では、行政争訟(67%)、行政法(58%)が最も高く、行政対象暴力(47%)、債権管理・回収(39%)、地方行政(36%)といった分野が続いた。他方で、成年後見(4%)や相続・遺言(3%)、多重債務(5%)、刑事弁護・少年事件(1%)といった特定の分野に絞り込んだテーマに

については、総じて希望が少なかった。

これに対し、事業部門では、福祉部門では、福祉（87%）、成年後見（48%）、学校部門では、学校関係（91%）といった所管事項を扱うテーマへの関心が圧倒的に高かった。行政法と行政争訟については、事業部門でも2~3割が希望するテーマであると回答しており、このテーマは、あらゆる部門にとってニーズが高い分野であることが認められた。

民事訴訟・支払督促・民事執行といった多くの弁護士が日常的に扱う分野については、事業部門では10%前後、総務部門でも23%にとどまり、行政法や行政争訟に比較すればニーズが大きいとはいえない結果となった。

【総務 Q29】 弁護士会による講師派遣がある場合の利用希望分野



※1：憲法人権，地方自治法，公務員法，条例，情報公開，個人情報保護など訴訟・不服申立てについては2の行政争訟

※2：行政争訟，住民訴訟，行政手続法，異議申立・審査請求，国家賠償など

※3：地方分権，地方財政，入札・契約，補助金，自治体監査，内部通報など

※4：事故，不登校，いじめ，暴力，法教育，保護者クレームなど

※5：高齢者，児童，生活保護，障害者，精神障害・精神医療，消費者問題など

## 【事業 Q14】弁護士会による講師派遣がある場合の利用希望分野

	福祉	学校教育
行政法(※1)	112	119
行政争訟(※2)	165	147
地方行政(※3)	47	44
公害環境・産業廃棄物・建築紛争	8	4
まちづくり・土地収用・土地改良・区画整理	5	1
自治体債権の管理回収	57	42
行政対象暴力・悪質クレーム対策	143	120
土地(里道・水路・官民境界・農地法など)	4	9
学校関係(※4)	20	447
福祉(※5)	433	52
離婚	31	2
成年後見	240	2
相続・遺言	47	0
入国管理	7	2
在日外国人(永住資格者)	8	5
セクハラ	9	21
男女雇用機会均等法	5	1
交通事故	12	20
裁判員裁判	0	3
労働裁判	3	9
犯罪被害者支援	18	1
多重債務者救済・破産・民事再生	80	2
民事訴訟・支払督促・民事執行	45	51
刑事弁護・少年事件	6	57
裁判外紛争解決手続	21	13
弁護士講師派遣制度に興味・関心が無い	21	14
その他	18	13

※1：憲法人権，地方自治法，公務員法，条例，情報公開，個人情報保護など訴訟・不服申立てについては2の行政争訟

※2：行政争訟，住民訴訟，行政手続法，異議申立・審査請求，国家賠償など

※3：地方分権，地方財政，入札・契約，補助金，自治体監査，内部通報など

※4：事故，不登校，いじめ，暴力，法教育，保護者クレームなど

※5：高齢者，児童，生活保護，障害者，精神障害・精神医療，消費者問題など

## 4 弁護士会主催の弁護士向け研修への聴講参加を希望するテーマ【総務 Q30, 事業 Q15】

弁護士会が主催する弁護士向けの研修に聴講参加を希望するテーマとしては，総務部門及び事業部門ともに，弁護士派遣制度で希望するテーマと順位，比率ともにほとんど変わらない結果となった。

自治体職員が研修に参加する際に重視するのは，あくまで取り扱われる内容であり，自ら主催する研修であるかそれとも弁護士向け研修への聴講参加という形態であるかによって，希望するテーマが異なることはないようである。

## 5 小括

弁護士会講師派遣制度については，総務部門で7割以上が「興味がある」と回答しており，極めて高いニーズが存在することが判明した。

現時点で利用していない理由として、派遣可能な分野や要請方法、費用（コスト）といった派遣依頼を検討するために必要な情報が不足していることを指摘する回答もあった。

そこで、利用者にとって分かりやすい講師派遣制度を整備し、積極的に情報発信、広報していくことが大いに有用であると思われる。

その際のテーマとしては、全体としては行政争訟や行政法へニーズが大きいといえるところ、同分野における弁護士の対応能力を疑問視する声もあるため、対応できる人材を確保した上で効果的にアピールすることが必要である。

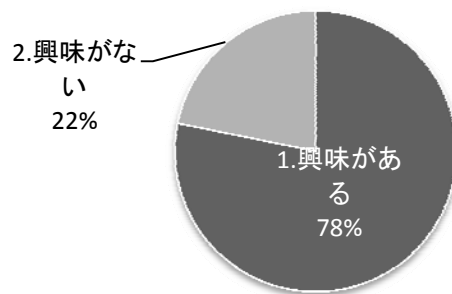
また、それ以外の分野でも、各事業部門は、当該部署が所管するテーマに関する関心が最も高いため、弁護士サイドの実情に合わせて得意分野を中心に着手するという方法も考えられる。

## 第7 弁護士会との連携に対するニーズ【総務部門 Q31～33, 事業部門 Q16～18】

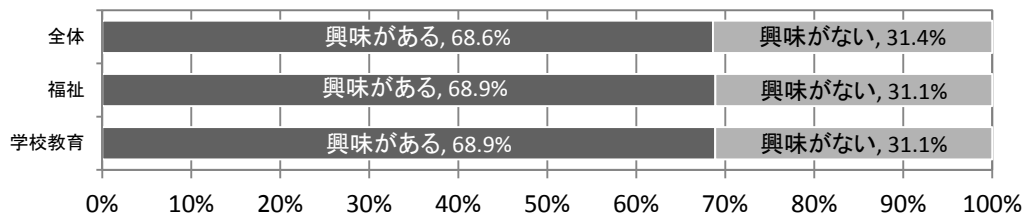
### 1 関心の有無【総務部門 Q31, 事業部門 Q16】

まず、弁護士会と自治体との連携に対する関心については、「興味がある」との回答が、総務部門において全体の78%（448団体）、事業部門においてはいずれも約69%（福祉部門321, 学校教育部門323）であった。

〔【総務 Q31】 弁護士会との連携に対する興味・関心〕



〔【事業 Q16】 弁護士会との連携に対する興味・関心〕



### 2 両者の連携を図る上で有効な手段について【総務部門 Q32, 事業部門 Q17】

（総務部門）

自治体のニーズに対応する一元的な窓口の設置（292団体）、弁護士会と自治体との連携内容を一覧できるメニューリストの提供（285団体）を選んだ団体が相当数あり、弁護士会の業務内容の周知と自治体からのアクセスルートの確保が課題となっていることが明らかになった。また、連携の具体的な方法については、自治体向けメールマガジンの発行（149団体）、弁護士会と自治体職員とが分野別に共同研究の場を設けること（128団体）、弁護士会の各種委員会と自治体の部門別職員との間の懇談会等の相互交流の場を設けること（122団体）等が有効であるとされ、このほかに司法修習生の実務修習の一環として、自治体現場での研修を設けることの有用性を指摘する回答も見られた（38団体）。

（事業部門）

事業部門についても回答傾向はほぼ同様であったが、特に福祉部門において、弁護士会各種委員会との相互交流を図る場を設ける（122）、あるいは分野別に共同研究の場を設ける（102）ことに対するニーズが高かった。



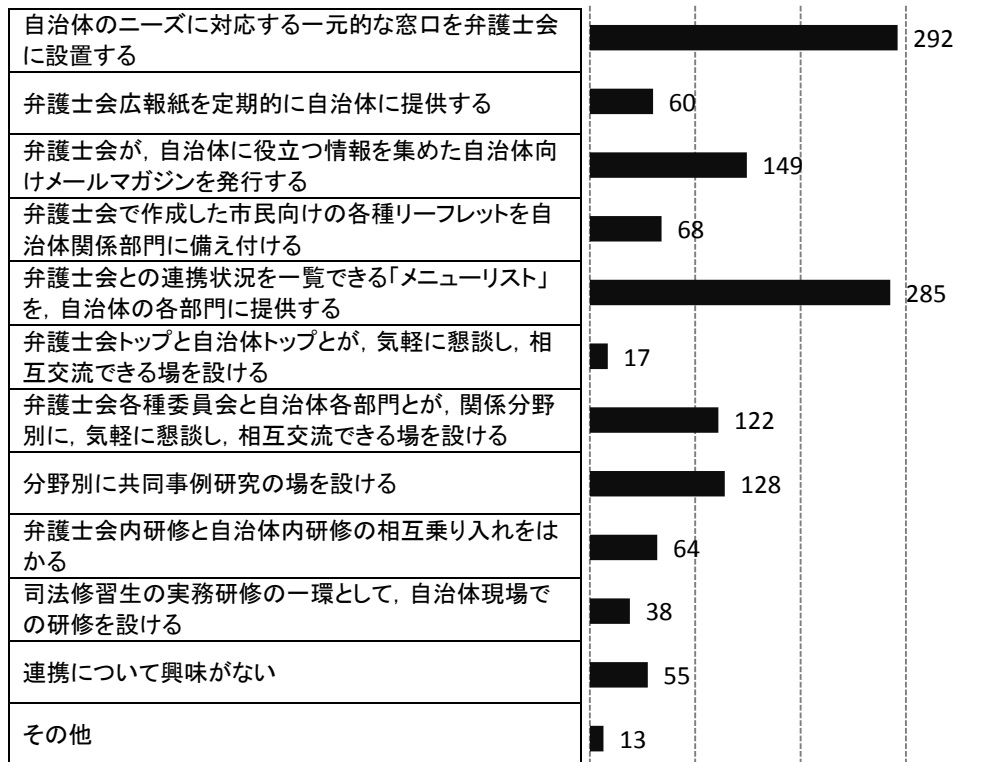
### 3 弁護士会が自治体向け事業を制度化した場合に利用を希望する制度【総務部門 Q33, 事業部門 Q18】

弁護士会が自治体向け事業を制度化した場合に利用を希望するものとしては、幅広いニーズが認められた。総務部門において、特に回答数が多かったものは以下のとおりである。

- (1) 各種研修会への講師の派遣 (316 団体)
- (2) 各種審議会・委員会委員への弁護士の推薦 (264 団体)
- (3) 部門レベル・現場レベルでの職員向け相談担当弁護士の派遣 (242 団体)
- (4) 特定分野での研究会, 法律相談, 事件処理担当弁護士の紹介制度 (148 団体)
- (5) 条例規則等立案のための助言・支援 (110 団体)
- (6) 内部統制制度の整備, コンプライアンス改善のための助言・調査等 (105 団体)

事業部門でも、特定分野ごとの共同研究会, 法律相談, 事件処理担当弁護士の紹介制度 (福祉部門 200, 学校教育部門 187) が最上位となり、また、総務部門と比較して比較的回答件数の多かった制度としては、市民・児童生徒向けの研修会講師派遣 (学校教育部門 138), 住民とのトラブルの仲裁人・調停人の推薦 (福祉部門 103, 学校教育部門 105), 住民からの苦情受付担当弁護士の紹介 (福祉部門 103, 学校教育部門 89) など、総務部門においてニーズの高かった制度については、順位の相違はあるものの、総じて同様に高いニーズが認められた。

#### 〔総務 Q31〕 弁護士会との連携に対する興味・関心



## 【事業 Q17】 弁護士会との連携に対する興味・関心

	福祉	学校教育	
自治体のニーズに対応する一元的な窓口を弁護士会に設置する	185	190	
弁護士会広報誌を定期的に自治体に提供する	35	29	
弁護士会との連携状況を一覧できる「メニューリスト」を、自治体の各部門に提供する	94	105	
弁護士会で作成した市民向けの各種リーフレットを自治体関係部門に備え付ける	55	37	
メニューリストの提供(※)	220	203	
弁護士会トップと自治体トップとが、気軽に懇談し、相互交流できる場を設ける	12	9	
気軽に懇談し、相互交流できる場を設ける	122	102	
分野別に、共同事例研究の場を設ける	111	61	
弁護士会内研修と自治体内研修の相互乗り入れをはかる	32	25	
司法修習生の実務研修の一貫として、自治体現場での研修を設ける	29	19	
連携について興味がない	67	61	
その他	21	19	

□ 福祉  
■ 学校教育

## 4 法曹有資格者の在籍による弁護士会との連携ニーズへの影響の有無

- (1) 法曹有資格者が在籍し、かつ顧問弁護士に委嘱をしている自治体について、まず、弁護士会との連携に関する関心があるとした自治体は、総務部門について27団体中24団体(88.9%)、福祉部門について7部署中5部署(71.4%)、学校教育部門について7部署中6部署(85.7%)と、いずれも回答者全体と比較して「関心あり」と回答した自治体が多かった。
- (2) 次に、連携のための手段として有用なものとして挙げられていたものは全体の回答と同様の傾向であったが、特に「メニューリストの提供」が突出して多く(17団体)、また、「共同事例研究の場の設置」(10団体)、「分野別の共同事例研究の場の設置」(8団体)なども、全体と比較して回答の割合が高いといえる(いずれも総務部門の回答を比較)。
- (3) 利用をしたいと考えている制度としては、「職員向け講師派遣」がトップとなっており(14団体)、これに「審議会・委員会委員への推薦」(11団体)、「部門・現場レベルでの職員向け法律相談担当弁護士の派遣」(9団体)が続く結果となっている。
- (4) もともと弁護士会との連携に関心のある自治体が法曹有資格者を採用したのか、法曹有資格者の採用により弁護士会との連携への関心が高まったのか、本調査では明らかとはならなかったが、これらの自治体により具体的に弁護士会との連携ニーズを有する傾向があることは明らかといえよう。

## 第8 法曹資格を持つ自治体職員について【総務部門 Q34～69, 事業部門 Q19～23】

### 1 在籍状況

#### (1) アンケート回答結果【総務部門 Q34, 事業部門 Q19, 24】

現在法曹有資格者である職員（特別職を除く）が在籍しているのは、総務部門からの回答 593 団体中、37 団体（約 6%）と少数であった。

なお、事業部門からの回答は、庁内全体の情報を把握していないためか、回答 961 中、わからないと回答した部署が 478 に上っている。なお、在籍する法曹有資格者が各事業部門（福祉部門・学校教育部門）の業務を担当しているか否かを問うたところ、「担当している（又はしたことがある）」との回答が、福祉部門で 7 部署、学校教育部門では 6 部署あり、「担当したことがない」との回答は、福祉部門 6 部署、学校教育部門 5 部署であった。

#### (2) 日弁連が把握している在籍状況

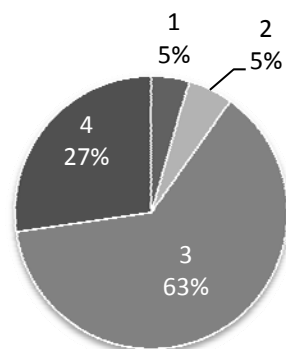
なお、本アンケートとは別に、当連合会では法曹有資格者の在籍状況を調査しており、本アンケートを全国で実施した 2013 年（平成 25 年）11 月時点で当連合会が把握していた法曹有資格者の在籍状況は、自治体数で 45 団体、人数で 63 名、うち任期付職員が 49 名（このうち弁護士登録をしている者 38 名）であった。

### 2 任用・採用に関する具体的計画、興味・関心【総務部門 Q35, 事業部門 Q20】

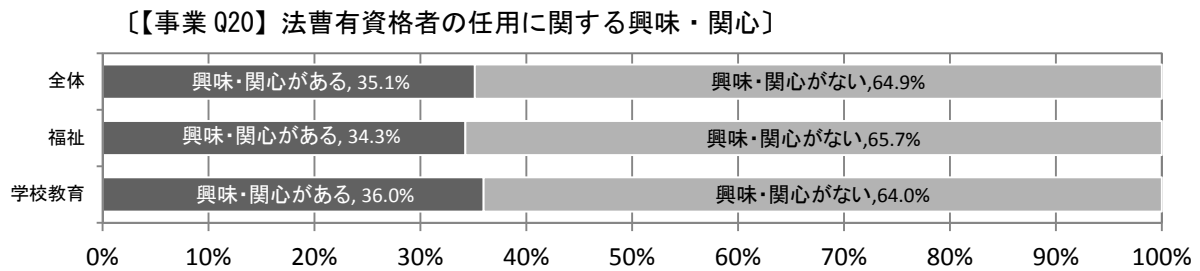
(1) 今後の任用について、総務部門では、回答 579 団体中、「具体的な任用計画がある」と回答した自治体が 26 団体（平成 25 年度：5 団体、同 26 年度：19 団体、平成 28 年度：2 団体）、「具体的な計画はないが、現在任用を検討中である」とする自治体が 31 団体あり、法曹有資格者採用のすそ野は、着実に広がっているものと考えられる。

また、検討そのものは進んでいないものの関心を持っているとの回答があった自治体も総務部門で 364 団体（約 63%）にのぼっており、事業部門でも、回答 882 中、関心・興味があるとの回答が 310 件（約 35%）あった。関心自体は相当広がっており、これを如何にして庁内での具体的な検討、そして募集、任用・採用に結びつけるかが課題である。

#### 〔【総務 Q35】法曹有資格者の任用に関する具体的計画について〕



1	具体的な任用計画がある	26
2	具体的な計画はないが、現在検討中である	31
3	関心はあるが、検討していない	364
4	そもそも法曹有資格者任用について関心がない	158



(2) 事業部門【Q20】において、「興味・関心がある」と回答のあった自治体について、その理由を問うたところ（自由記載）、法曹有資格者の職員任用に関して関心が高いのは、当然のことながらその専門性となっている（一般的に専門性について関心があるとの回答は64団体）。

また、職員として配属されることで顧問弁護士等と比較して容易に相談が可能になることについても関心が高い（45件）。

さらに、外部への委託に比べ、あるいは法曹有資格者たる職員の有する専門性により、迅速に事案の処理に当たることができる点についての関心も高い（24件）。こうしたニーズないし関心は、特に学校教育部門において高くなっている（上記のうち18件）。

回答全体の傾向としては、福祉行政や学校教育の現場で生じる様々な課題や問題（いじめや虐待問題、市民等からの苦情やトラブル・事故等）に法的判断を踏まえた迅速かつ適確な対応が求められている中で、いつでも相談できる身近な法律の専門家として期待する意見が最も多く、増加する訴訟・行政不服審査請求・情報公開請求・成年後見等への対応、職員の法務能力の向上、独自の政策立案・制度設計の場面での活用を期待する回答も少なからずあるとの結果になった。

### 3 意思決定のイニシアチブ【総務部門 Q36】

任用の際の意思決定のイニシアチブについては、わからないとの回答が最多であったが（222団体）、次に多い回答が「首長の発案」（125団体）、次いで「人事部門」（74団体）、「法務部門」（48団体）、「配属予定の所管部門」（44団体）と続いている。かかる結果からして、今後自治体に任用の働きかけを行うに当たっては、首長へのアプローチも効果的と思われる。

### 4 想定される消極意見の分析【総務部門 Q37】

法曹有資格者の採用に当たって想定される消極意見について質問をしたところ、「必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すれば足りる」（498団体）、「任用コスト・正職員の定数管理」（400団体）、「必要性・有用性について説明が難しい、あるいは理解を得にくい」（237団体）、「応募があるかどうかについての不安」（152団体）等が上がった。引き続き、内部の職員として法曹有資格者を採用することの具体的な意義、効果を整理、分析して普及促進に努めるとともに、応募者を十分に確保するための方策を

講じていくことが必要である。

5 成果を期待される分野【総務部門 Q38, 事業部門 Q21】

採用した法曹有資格者に求められる業務については、その専門性を活かした実務・現場レベルでの事務処理や相談への回答であり、いわゆるラインではなくスタッフとしての業務を期待されていると考えられる。

具体的に挙げられている期待される業務としては、総務部門では、多いものから原課からの日常的な法律相談への対応（384 団体）、行政不服審査業務（367 団体）、行政対象暴力（282 団体）、公債権、私債権の管理・回収業務（281 団体）、訟務（269 団体）、例規業務（235 団体）となっており、いずれも現場レベルでの業務となっている。そして、顧問弁護士に対するニーズとしては比較的少ない行政不服審査業務や例規業務への期待が大きいことが特徴である。

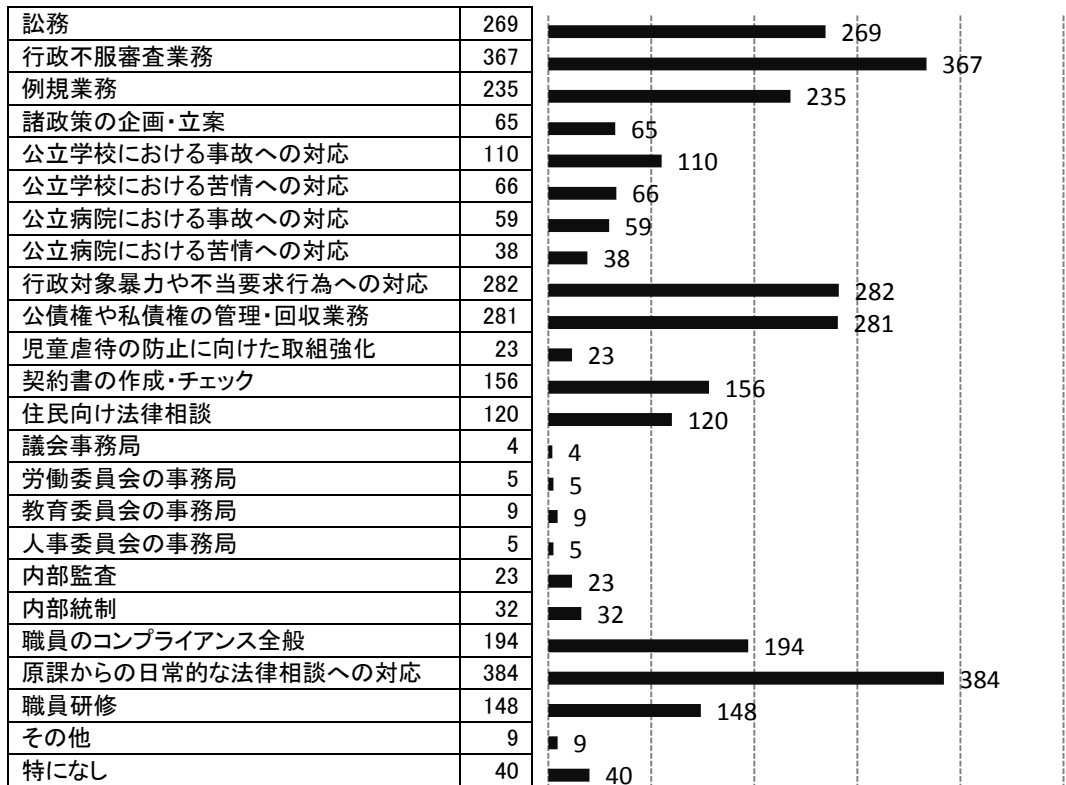
事業部門でも、数や順位に違いはあるが、上記の回答はいずれも上位にのぼっている。

このうち、福祉部門では、475 ある回答中、原課からの日常的な法律相談への対応を挙げる回答が一番多く（211 件、約 44%）、その割合は学校教育（473 件中 109 件、約 23%）と比較しても倍近い。福祉の日常業務の処理に際して法律問題が関係することが多いことがうかがえる。また、住民と日常接することの多いためか、住民向け法律相談を挙げている回答も少なくなかった（99 件）。

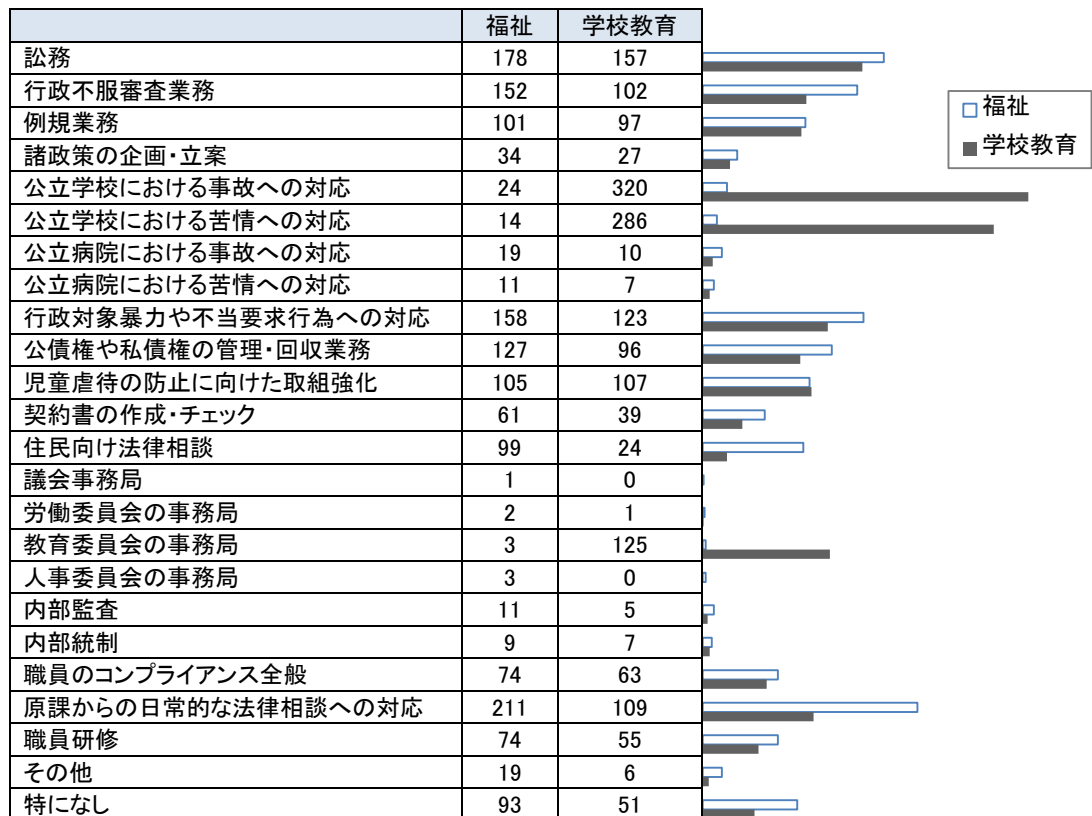
学校教育部門では、公立学校における事故への対応（320 件）、苦情への対応を挙げている回答が多く（286 件）、教育委員会の事務局を挙げる回答も少なくなかった（125 件）。

児童虐待の防止に向けた取組強化については、福祉部門（105 件）、学校教育部門（107 件）ともに少なくない部署が挙げており、このほか、自由記載において、高齢者・障害者虐待を指摘する回答もいくつか見られることから、虐待防止に向けた需要の多さがうかがわれる。

〔〔総務 Q38〕 職員たる法曹有資格者に成果が期待される分野等〕



〔〔事業 Q21〕 職員たる法曹有資格者に成果が期待される分野等〕



## 6 求められる人物像【総務部門 Q39～41, 事業部門 Q22】

任用に当たって求められる知見や人物像について、総務部門では、地方行政への理解（445 団体）のほか、訴訟に関する実務経験の豊富さ（342 団体）、一職員として住民に接してもらええる気構え（291 団体）、協調性（291 団体）等がリーダーシップや組織管理能力と比較して多数となっている。

事業部門でも、ほぼ同様の傾向がうかがわれ、地方行政への理解（福祉 277 件、学校教育 289 件）、訴訟に関する実務経験の豊富さ（福祉 172 件、学校教育 221 件）、一職員として住民に接してもらええる気構え（福祉 173 件、学校教育 176 件）、折衝行動力（福祉 126 件、学校教育 161 件）等が多数となっている。

また、求める実務経験について、総務部門 578 団体中、「強く求める」と回答した自治体が 82 団体、「求める」と回答した自治体が 164 団体あり、約 42%の自治体が法曹としての実務経験を求めており、他方、「求めない（修習終了後すぐの任用も可）」と回答した自治体は 4 団体に止まっている。総じてある程度の実務経験を求める傾向がうかがえる。

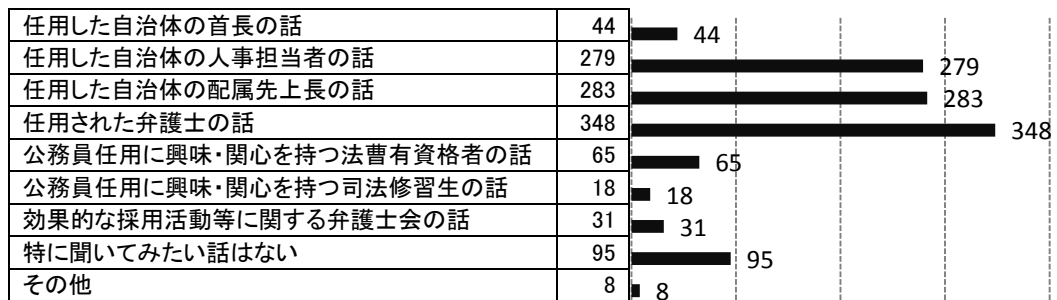
求める経験年数については、「強く求める」と回答した自治体では、10 年（26 団体）ないし 5 年（22 団体）との回答が多く、「求める」と回答した自治体では、5 年（46 団体）、3 年（33 団体）、10 年（29 団体）との回答が多かった。

希望する年齢層については、総務部門 563 団体中、希望があると回答する自治体は 54 団体に止まっていた。希望する団体の回答では、下限が 30 歳ないし 35 歳、上限が 40 歳とする回答が比較的多かったが、下限につき無回答、上限につき無回答ないし 40 歳を超える回答をする自治体も少なくなく、年齢層の重要性は高くないようである。

## 7 任用説明会の内容、希望・質問等【総務部門 Q42】

弁護士会主催の任期付職員に関する説明会において、誰からの情報を得ることを希望しているかについては、「任用された弁護士」の講演や交流会（348 団体）、「任用した自治体の配属先の上長」の講演や交流会（283 団体）、「任用した自治体人事担当者」の講演や交流会（279 団体）がそれぞれ多数であった。

【総務 Q42】自治体向け説明会で聞きたい話（交流会を含む）



## 8 法曹有資格者が在籍する自治体の状況

## (1) 人数・資格【総務部門 Q44】

アンケート調査時現在、職員として在籍する法曹有資格者の種類及び人数は、特定任期付職員が 33 名と最も多く、次いで通常の競争試験により採用した常勤職員が 11 名であり、このほか、非常勤職員での在籍（6 名）、一般任期付職員（3 名）も見受けられた。法曹有資格者の採用形態としては、比較的、法曹資格を持っていることに配慮できる特定任期付職員が利用しやすいようである。

このうち、弁護士登録者数は、特定任期付職員が 33 名中 23 名、通常の競争試験により採用した常勤職員が 11 名中 1 名、非常勤職員が 6 名全員、一般任期付職員が 3 名中 2 名であった。通常の競争試験により常勤職員として採用されている者に弁護士登録者が少ないのは、当初から自治体職員として未登録のまま勤務していた者が多いことによるものと推測されるが、特定・一般任期付職員として採用された者のうち弁護士登録者が 7 割に満たないという結果は、任用に伴い弁護士登録を抹消した者が相当程度いることを反映しているものと思われる。任用に伴い弁護士登録を抹消する者が相当数いる原因については、様々な事情が想定されるところであるが、かかる事態を放置すれば、今後自治体で活躍する弁護士の拡大を推進していくうえで支障を来すことが懸念される。自治体で活躍する弁護士には、今後弁護士会と自治体との連携を強化していくうえでも両者を繋ぐパイプ役として重要な役割が期待されることから、未登録者の新規登録や任用に伴う登録維持についても、積極的に後押しするための方策を検討する必要がある。

## (2) 月収・年収【総務部門 Q45, 46】

回答のあった自治体は多くないが、月収にして 35 万円～65 万円、各種手当を含めた年収にして 550 万円～1000 万円に収まっており、800 万円近く支払われることも少なくない。非常勤職員では、労働時間数ないし日数にもよると思われるが、月にして 10 万円～25 万円の範囲の回答が寄せられた。

## (3) 担当業務【総務部門 Q47】

法曹有資格者たる職員の業務について、任期付職員では、庁内の職員からの法律相談・法的助言を担当している場合が相当多い(29 名中 21 名)。気軽に相談できるメリットが活かされているとうかがえる。

訟務対応を挙げる回答も少なくない（12 名）。

法令審査（5 名）や、職員研修・指導（5 名）を担当する者もあり、職員全体の法務能力やコンプライアンスの向上を図っている団体もある。

この他、政策法務、オンブズマン制度担当、苦情対応、行政不服審査などで活用している団体もある。

配属部署は、庁内の法律相談を担当する場合が多いこともあつてか、総務部ないし総務課に所属するケースが多く（20 名）、このほかにも「政策」や「文書」など、総



務部門関係の名称を付した部署に所属する例もある。

非常勤職員では、やはり法律相談を担当している場合が多いが、訴訟対応・指導やコンプライアンス、例規整備に関する助言・指導に当たる場合もあるようである。

一般の常勤職員の場合、訴訟案件に対応する場合もあるが、法制担当や税の収納業務に関わる例もあるようである。

(4) 募集・応募状況【総務部門 Q48, 49】

法曹有資格者の募集状況については、回答 31 団体のうち、29 団体が平成 23 年度以降の募集であった。これらの応募状況であるが、応募者 6 名以上が 6 団体（うち 10 名以上：4 団体）ある一方で、応募者 2～4 名が 7 団体、応募者 1 名のみは 17 団体にのぼった。

このように応募の状況は芳しくなく、中には応募者が少数又はゼロであったため採用に至らず再募集を余儀なくされるケースも少なからずあることから、すべての募集において応募者を確実に確保するとともに、できるだけ多くの弁護士が応募する中でより適切な人材が採用されていくようにするための対策を各弁護士会や関係機関と協力しながら多角的に講じていくことが必要である。

(5) 募集に至った背景事情【総務部門 Q50】

法曹有資格者の募集に至った背景事情としては、大別、自治体ないし職員の法務能力向上や、法令の的確な解釈・運用、コンプライアンス遵守、条例等の策定などをねらいとして採用したとの回答のほか、東日本大震災からの復興事業に対応するためとの回答も少なくなかった。

また、前任者の仕事ぶりが大変好評であったためとの回答も複数あった。

(6) 費用対効果に関する議論とその状況【総務部門 Q51, 52】

費用対効果の問題について、法曹有資格者の任用に当たり予め議論をしたとする団体は 31 団体中 18 団体あった。

その中で採用に至った議論の内容は様々であったが、外部委託による場合よりも、他の職員、あるいは組織全体の政策法務能力の向上が見込めると判断をした団体が多く（8 団体）、問題解決が迅速化されること自体が効果といえるとする回答や法的問題解決のために割く労力との比較の上で採用したという回答、内部職員の育成には時間がかかるため即戦力として採用したという回答、裁判費用等の削減につながるという回答もあった。

概して、高い問題意識、危機意識を持つ自治体が一般の職員よりも高い人件費を投じてでも問題解決を目指すために採用に踏み切っているようである。

なお、採用する法曹有資格者の年齢を抑えることで、人件費の高騰を抑制しようとした団体もあった。

(7) 募集・広報、任用において苦勞した点【総務部門 Q53, 57】

募集・広報の方法としては、21 の回答のうち、日弁連のホームページ「ひまわり

求人求職ナビ」を利用したという回答が13あり、その他、日弁連や地元弁護士会の協力（推薦、派遣、任期付公務員登用セミナーでのプレゼンテーション等）を得たとの回答、自治体のホームページや広報誌に掲載して募集したとの回答、報道機関を利用したとの回答もいくつか見受けられた。

関連して、任用において苦労した点を質問したところ、過去に任用経験がなく、募集事務、周知方法、実務経験年数等の応募資格や給与等の待遇の設定、選考基準の作成等で苦労したとの回答が多く見受けられたほか、内定者との採用時期の調整に苦慮したとの回答もあった。また、中には、応募者が少なかったとの回答や応募者がなかったため応募資格を変更（実務経験年数を2年以上から1年以上に）して再募集したとの回答もあった。

(8) 応募資格の経験年数、採用時に重視した素質・能力【総務部門 Q54, 55】

応募資格の経験年数は、30の回答のうち、10年以上とした回答が1つのみで、残りは0年～3年以上（0年：11団体、1年以上：3団体、2年以上：9団体、3年以上：6団体）であった。

上記6のとおり、5年程度以上の経験年数を希望する団体が少なくない中で、現実の募集では、応募者確保の観点から、希望に見合う経験年数を資格設定することが容易でない状況がうかがわれる。

採用時に特に重視した素質・能力としては、法曹としての専門的な法的知識、実務経験の豊富さや課題解決力、書類作成能力などの能力面のほか、協調性、柔軟性、コミュニケーション力、職員と同じ目線に立って業務を行えるか、業務に対する意欲・熱意などいった人物面を指摘する回答も多数あった。

(9) 任用後の弁護士資格の取扱い、有用性【総務部門 Q56, 67】

任用後の弁護士登録の維持については、「必要と考える」が11団体、「不要と考える」が6団体、「その他」が9団体であった。

「必要」と回答した団体はその理由として挙げるものは様々であり、「地元弁護士会との連携は自治体にとっても大きなメリットがある」「弁護士会の活動等を通じ、常に新しい情報や知識、人脈を得て公務に活かして欲しい」「相談に対する回答の信頼度」「市民向け法律相談を行うため」などであった。

他方、「不要」、あるいは「その他」と回答した団体にその理由を尋ねたところ、「業務遂行上必須ではない」との回答が5団体と最も多く、次いで「本人の判断に任せた」との回答が3団体であった。

次に、任用した法曹有資格者のうち、弁護士登録を維持している職員が登録を維持していることで役立っているかを質問したところ、27団体の回答中、「役立っている」との回答が14団体と過半を占めており、「ときどき役立っている」との回答が3団体、あまり役立っていないとの回答が2団体、その他が8団体であった。

「役立っている」との回答では、地元弁護士会との連携、他の弁護士とのネット

ワーク、弁護士会の委員会活動・研修等を通じての能力向上と公務への寄与、作成文書等に対する庁内での受け止め方（重み）の違い、市民向け法律相談を指摘するものもある一方、外部弁護士とのスムーズな情報伝達、刑事記録閲覧、対外的な折衝など、当初予想していないようなメリットも感じていることがうかがえる。

(10) 任期付職員としての任用状況【総務部門 Q58】

任期付職員の任期については、2年とする回答（13団体）と3年（11団体）とする回答がほぼ拮抗していた。他には、1年、5年としている団体もあった。

具体的な任期については、業務の継続性、任用の効果を確保するに足る期間、応募者の確保等を考慮して設定されているようである。

(11) 法曹有資格者の政策決定への参加状況【総務部門 Q59】

現実に任用した法曹有資格者が、政策決定会議へ参加するかどうかについて質問をしたところ、参加していると回答した自治体は2団体にとどまり、参加していないとする自治体（25団体）が多い。現時点では政策決定過程における有用性の認識はあまり広がっていないことがうかがえる。

(12) 任用した法曹有資格者と外部（顧問を含む）弁護士の役割の違い【総務部門 Q61】

顧問弁護士等との役割分担に関し、多くの自治体では、法曹有資格者任用後も顧問弁護士との契約をそのまま維持しているとの回答がなされた。

顧問弁護士と法曹有資格者の職員の両者がいるとして、具体的な業務の切り分けがどのようになされているかについて自由記載による回答を求めたところ、概ね以下のとおりに分類することができる。

ア 日常の法律相談については、内部の法曹有資格者が対応し、これを超える複雑・困難な事案について顧問弁護士に依頼する（13団体）。

イ 訴訟あるいは訴訟につながると考えられる案件について、顧問弁護士に依頼する（13団体）。

ウ 内部の法曹有資格者において相談内容等のスクリーニングを行い、法曹有資格者が必要と判断した場合に顧問弁護士に対し相談等を依頼する（4団体）。

エ 第三者的立場から意見を求める場合に、顧問弁護士に相談を依頼する（3団体）。

以上のとおり、法曹有資格者を任用した自治体では、それぞれの立場の特性を活かして法曹有資格者を活用しているようであり、両者の関係の整理に苦勞しているとする状況は見受けられない。

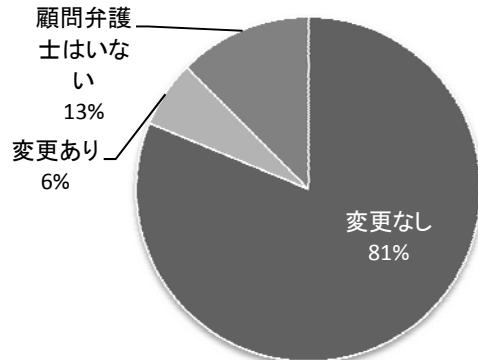
(13) 任用した法曹有資格者の職員による訴訟代理人の担当【総務部門 Q62】

訴訟の担当については、回答のあった32団体のうち、半数の16団体が外部の弁護士に依頼しているとのことであり、法曹有資格者の職員に全面的に訴訟の担当を任せているのは3団体に止まる。残りの団体は、事案により使い分けるか、外部弁護士と法曹有資格者の職員の双方に代理させている。法曹有資格者を採用した場合であっても、訴訟については外部弁護士への委嘱を続ける傾向を読み取れる。

## (14) 任用に伴う顧問弁護士との契約内容等の変更【総務部門 Q63】

法曹有資格者を職員として任用した後、顧問弁護士との契約内容を変更したか否かについては、顧問弁護士のいる 26 団体からの回答のうち、変更したと回答したのは 2 団体に止まっており、顧問弁護士への影響は限定的ということができる。

〔【総務 Q63】法曹有資格者任用後の顧問弁護士との契約関係〕

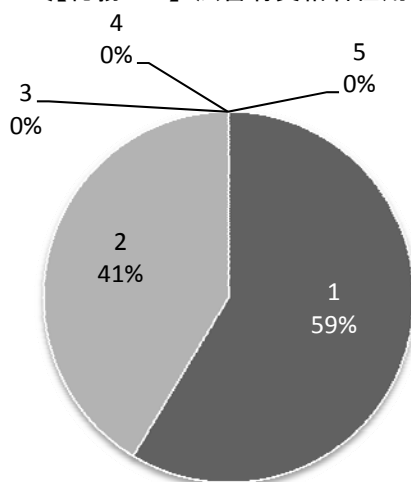


## (15) 法曹有資格者任用に対する満足度【総務部門 Q64, 事業部門 Q25】

法曹有資格者を実際に任用したことに対する満足度を見ると、総務部門では、「当初の期待を上回る成果が上がっている」とする回答が 17 団体 (59%)、「当初の期待に応じた成果が上がっている」との回答が 12 団体 (41%) であり、採用後に成果を実感できていないとする回答はなかった。

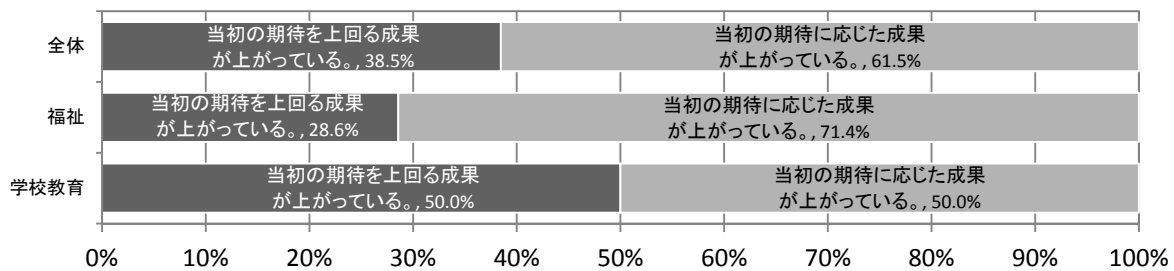
事業部門においても、「当初の期待を上回る成果が上がっている」とする回答が 5 団体 (約 39%)、「当初の期待に応じた成果が上がっている」との回答が 8 団体 (約 61%) であり、総務部門と同様に法曹有資格者の成果について否定的な回答はなかった。

〔【総務 Q64】法曹有資格者任用に対する満足度について〕



1	当初の期待を上回る成果が上がっている	17
2	当初の期待に応じた成果が上がっている	12
3	現時点では当初の期待に応じた成果が上がっていないが、今後期待できる	0
4	当初の期待に応じた成果が上がっておらず、今後期待できるかどうか不明	0
5	当初の期待に応じた成果が上がっておらず、今後も期待できない	0

## 〔【事業 Q25】法曹有資格者任用に対する満足度について〕



## (16) 任用の具体的なメリット【総務部門 Q65, 事業部門 Q26】

法曹有資格者任用の具体的なメリットについては、様々な回答が寄せられたが、法務部門、事業部門ともに、「気軽に相談できる」「迅速な対応が可能となっている」「職員全体の法務能力、コンプライアンスの向上につながっている」「職員が自信をもって仕事に取り組める」といった回答が多く、内部職員であればこそ実現可能な効果を感じているようである。

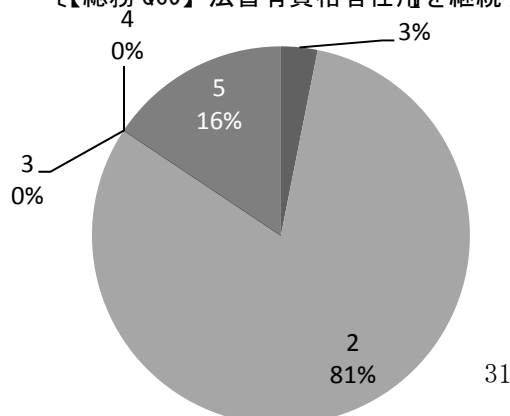
このほか、より具体的なものとして、「各業務担当課職員からの相談件数が増加したことにより潜在的な問題の掘り起こしに多いに寄与している」「停滞している案件が法曹有資格者から助言によって前進する事例が多い」「日常の法律相談や職員向け研修を引き受けてくれるので、他の職員が議案、例規審査、政策法務の推進といった本来の業務に集中できる」「顧問弁護士に相談する際にも内容を整理して相談できる」「顧問弁護士との連携により問題解決が確実かつ迅速に図られている」といった回答があった。

## (17) 任用継続についての希望の有無【総務部門 Q69, 事業部門 Q30】

法曹有資格者の任用継続に関する希望については、総務部門では、「現状のまま継続したい」(26 団体, 約 81%), 「任用を継続し, かつ現状より人数または担当分野の拡大したい」(1 団体, 約 3%) となっており, 継続について消極的な意見は見られなかった。

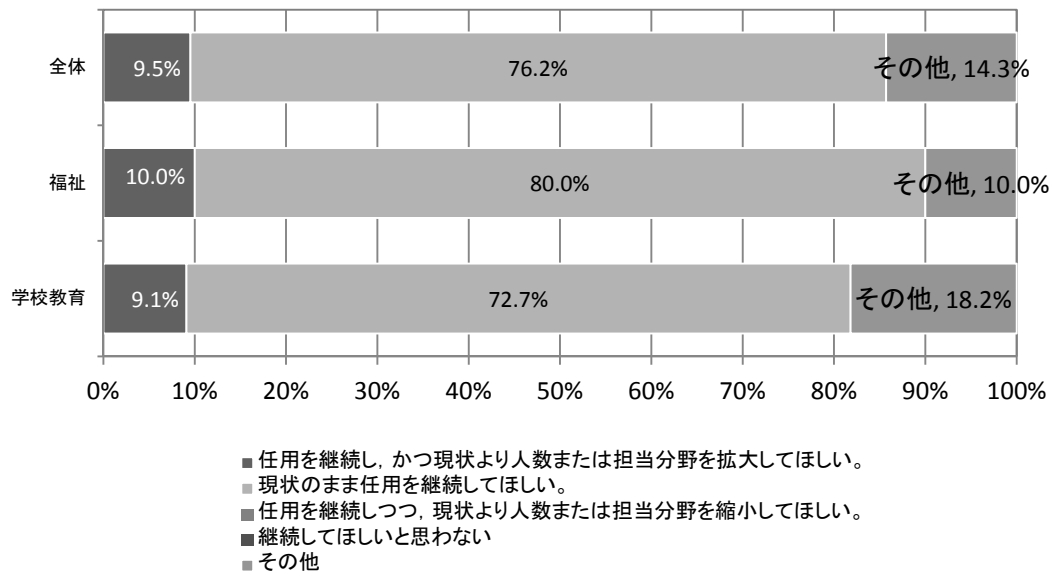
また, 事業部門でも, 「現状のまま継続したい」(16 件, 約 76%), 「任用を継続し, かつ現状より人数または担当分野の拡大したい」(2 件, 約 10%) となっており, 総務部門と同様, 継続について消極的な意見は見られなかった。

## 〔【総務 Q69】法曹有資格者任用を継続するか否かについて〕



1	任用を継続し, かつ現状より人数または担当分野を拡大したい	1
2	現状のまま任用を継続したい	26
3	任用を継続するが, 現状より人数または担当分野を縮小したい	0
4	思わない	0
5	その他	5

## 【事業 Q30】法曹有資格者任用を継続するか否かについて



## 第9 全体のまとめ

### 1 自治体と外部弁護士との関わり

- (1) 係争案件に関する外部弁護士への「依頼」の状況については、行政訴訟、民事訴訟等の訴訟案件においては依頼案件の割合が比較的多いものの、支払督促や家事審判、訴訟の前段階である住民監査請求や異議申立て等は、自治体内で対応する傾向がみられる。
- (2) 外部弁護士への「相談」の状況については、相談している案件の割合にかなりのばらつきがみられ、自治体の属性による有意な傾向は見て取れなかった。今後相談する案件の割合については、概ね現状維持でよいと認識している自治体が大半を占めているが、現状よりも増やしたいと考えている自治体も一定数あり、そのニーズは係争案件よりも係争案件以外の案件の方が若干上回っている。
- (3) 顧問弁護士については、ほとんどの自治体において委嘱されており（総務部門の回答で87%）、幅広い分野で活用されている。また、その満足度についても、総務部門、事業部門ともに総じて高い。もっとも、各自治体において顧問弁護士が必ずしも十分に活用されているわけではなく、自治体債権の管理回収業務、条例等の策定支援・例規業務、専門性の高い個別行政分野における法律相談、行政不服申立における法律相談など、顧問弁護士のさらなる活用が期待されている業務が少なからず存在する。
- (4) 顧問弁護士以外の外部弁護士については、職員向けの法律相談を依頼している自治体は、総務部門、事業部門を通じて現状では少数にとどまっているが、特に専門性の高い特定分野における法律相談・事件処理・職員向けの研修については、顧問弁護士以外の外部弁護士の活用を有益と考えている自治体が相当数あり、大きな需要があると見込まれる。また、事業部門では、当該部署が日常的に取り扱う具体的な業務、案件（住民とのトラブルの仲裁等）についての専門的な援助に対するニーズが高い傾向が読みとれる。

### 2 弁護士会との連携

- (1) 弁護士会と自治体との連携については、相当数の自治体において「興味がある」との回答が寄せられており（総務部門78%、事業部門69%）関心の高さがうかがえる。連携に当たっては、各弁護士会で実施している業務内容等の周知と自治体からのアクセスルートの確保が課題となっているようであり、相互理解を深め連携を図るうえで、すでに先進的な弁護士会で取組みが始まっている「自治体のニーズに対応する一元的な窓口を弁護士会に設置すること」と「弁護士会が連携している分野・自治体・形態の一覧表（メニューリスト）を提供すること」が有益であるとする回答が非常に多い（窓口設置：総務部門292、福祉部門185、学校教育部門190、メニューリストの提供：総務部門285、福祉部門220、学校教育部門203）。また、その他の有効な方法としては、「自治体向けメールマガジンの発行」、「弁護士会各種委員会と

自治体各部門との相互交流の場の設置」、「分野別の共同研究の場の設置」を挙げる回答が、総務部門・事業部門を通じて相当数にのぼっている。

(2) 弁護士会が自治体向け事業を制度化した場合に利用を希望する制度についても、幅広いニーズが認められた。具体的には、総務部門においては、「職員向けの研修講師の派遣」、「各種審議会・委員会への弁護士の推薦」、「現場職員向け法律相談担当弁護士の派遣」等が上位にあり、事業部門においては、これらよりも「特定分野ごとの共同研究会」や「法律相談・事件処理担当弁護士の紹介制度」に対するニーズが高いとの結果になっている。また、上記特定分野ごとの研究会、相談ないし事件処理担当弁護士の紹介」を制度化した場合に利用を希望する行政分野については、総務部門では「行政対象暴力・悪質クレーム対策」と「債権管理回収」が上位となっているが、事業部門では、福祉部門において高齢者虐待、児童虐待等の虐待への対応が、学校教育部門では、いじめ、児童虐待への対応がそれぞれ上位となるなど、部門ごとにニーズの違いがみられた。

(3) また、弁護士会講師派遣制度については、総務部門で7割以上が「興味がある」と回答しており、極めて高いニーズが存在することが判明した。もっとも、派遣可能な分野や要請方法、費用といった派遣依頼を検討するために必要な情報が不足していることを指摘する回答もあり、利用者にとって分かりやすい講師派遣制度を整備し、積極的に情報発信、広報していくことが重要である。

### 3 法曹有資格者の職員任用について

(1) 現在法曹有資格者が職員として在籍していると回答した自治体は少数（回答中 37 団体）にとどまるものの、任用について「具体的計画がある」、「現在検討中である」又は「関心がある」と回答した自治体は総務部門の回答 579 団体中 421 団体（約 73%）にのぼっている。その理由としては、法曹有資格者の専門性を前提に、職員として配属されることで顧問弁護士等と比較して容易に相談が可能になること、迅速に事案の処理に当たることができるとの指摘が多かった。

(2) 法曹有資格者に求められる業務については、多くがその専門性を活かした実務・現場レベルでの事務処理や法律相談など、いわゆるラインではなくスタッフとしての業務であり、現時点では政策決定過程における有用性の認識はあまり広がっていないことがうかがえる。

法曹有資格者の任用により成果が期待される業務分野としては、具体的に、総務部門においては、原課からの日常的な法律相談への対応のほか、顧問弁護士に対するニーズとしては比較的少ない行政不服審査業務や例規業務、さらには行政対象暴力や不当要求行為への対応といった迅速性が要求される分野への期待が大きいことが特徴である。また、事業部門のうち、福祉部門については、原課からの日常的な法律相談への対応が特に多く、住民と日常接することの多いこともあり、住民向け法律相談を挙げている団体も少なくなかった。これに対して学校教育部門について



は、公立学校における事故や苦情など、教育現場で発生している法的問題への対応へのニーズが高かった。

さらに、虐待防止に向けた需要については、福祉部門（高齢者等）、学校教育部門（児童）ともにニーズが高かった。

- (3) 任用に当たって求められる知見や人物像については、地方行政への理解や訴訟に関する実務経験の豊富さのほか、一職員として住民に接してもらえる気構え、協調性等求められており、また、総じてある程度の実務経験を求める傾向がうかがえる。
- (4) 弁護士会が法曹有資格者任用推進に当たって実施する説明会では、任用された弁護士、任用した自治体の配属先の上長、任用した自治体人事担当者の話や交流会に対するニーズが高かった。

自治体が法曹有資格者の任用を検討する際に想定される消極意見として、「必要に応じて顧問弁護士等を活用すれば足りる」との意見を指摘する自治体が多いことから、顧問弁護士との役割の違いや法曹有資格者の任用が顧問弁護士のさらなる有効活用に繋がることを、実際の採用事例等を踏まえて、自治体への説明会や交流会等を通じて広めていくことが重要である。

また、任用の意思決定過程においては首長の発案によるものか否かを重視するとこの回答が最も多かったことから、今後任用を自治体に働きかけるに当たり、首長へのアプローチも効果的な手法と考えられる。

- (5) 現に任用されている法曹有資格者の採用形態としては、法曹資格を持っていることに配慮できる特定任期付職員が最も多く利用されている。待遇面では、特定・一般の任期付職員は、年間 550 万円ないし 1000 万円未満（中央値は 750 万円ないし 800 万円）であり、非常勤職員については回答そのものが少ないが、年間 150 万円ないし 350 万円程度とされている。

法曹有資格者たる職員の担当業務について、訴訟や行政不服申立等の対応、苦情対応、例規審査、職員研修など幅広い分野に及んでいるが、とりわけ任期付職員については、その大半が、庁内の職員からの法律相談・法的助言を担当しており、いつでも気軽に相談できるメリットが活かされている。

- (6) 顧問弁護士との関係については、法曹有資格者を職員として任用した後も、従前から委嘱している顧問弁護士への影響は限定的であり、むしろ自治体と顧問弁護士との有効な橋渡しとして法曹有資格者たる職員が機能している状況がうかがえた。
- (7) 前述のとおり、法曹有資格者の任用に対する関心は既に相当広い範囲にわたって自治体に広がっており、現に任用された者に対する満足度も高いことから、自治体からの募集については、今後更に増加することが予想されるが、これに対する応募状況は必ずしも良好とはいえず、その傾向は特に大都市部周辺以外の小規模自治体の募集に顕著である。このままでは、人材供給面で深刻な問題が生じることが懸念されることから、各弁護士会の理解と協力を得ながら、地方行政に高い関心をもつ

人材の裾野をさらに広げるとともに、できるだけ多くの有為な弁護士が応募しやすい環境を整えるためのなお一層の努力が求められる。

以上

**「 よりよい地方自治の実現と弁護士会の役割  
～ 地方自治体と弁護士会との連携の実践例 ～ 」  
プログラム**

平成 26 年 9 月 25 日（木）13 時 30 分～17 時 30 分 於：大阪弁護士会館 2 階

開始時刻	終了時刻	次 第
13:00	～ 13:30	開場・受付開始
13:30	～ 13:40	シンポジウム開会・開会挨拶
13:40	～ 15:10	第 1 部（90 分）地方自治体と弁護士会との連携の実践例
15:10	～ 15:25	< 休 憩 >
15:25	～ 16:25	第 2 部（60 分）記念講演
16:25	～ 17:25	第 3 部（60 分）意見交換会
17:25	～ 17:30	閉会挨拶・シンポジウム閉会

## 第 1 部 地方自治体と弁護士会との連携の実践例

### 1 大阪弁護士会

テーマ：「進めます！！コンプライアンスの推進及び政策法務分野の強化」

大阪狭山市における任期付公務員の役割と活用

報告者：大阪狭山市総務部次長兼庶務グループ課長 中村良輝 氏

大阪狭山市総務部庶務グループ課長補佐 弁護士 山元真里（大阪弁護士会会員）

### 2 京都弁護士会

～悪質商法をゆるさない！～

テーマ：①「消費者あんしんチーム」の活動（助言弁護士による相談サポート及び「あっせん会議」）

②弁護士会・行政・消費者団体による「特定事案 110 番」

報告者：弁護士 二之宮義人（京都弁護士会 消費者保護委員会委員長）

### 3 兵庫県弁護士会

テーマ：触法障がい者への法的支援—再犯防止を超え、自立した生活を実現するための行政との協働

報告者：弁護士 福島健太（兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター支援委員会委員長）

ほか

### 4 奈良弁護士会

テーマ：①奈良県と弁護士会の連携による、地域で暮らす障がい者の権利を守る試み

②奈良市と弁護士会の連携による、学校で生じる法律問題に対する相談体制の構築例

報告者：①弁護士 西村香苗（奈良弁護士会 高齢者・障がい者支援センター運営委員会委員長）

②弁護士 宮坂光行（奈良弁護士会 法教育に関する特別委員会委員長）

### 5 滋賀弁護士会

テーマ：高齢者・障がい者何でも法律相談会

報告者：弁護士 竹下育男（滋賀弁護士会 高齢者・障害者支援センター運営委員会委員）

### 6 和歌山弁護士会

テーマ：性暴力救援センター「わかやま mine」

報告者：弁護士 吉澤尚美（和歌山弁護士会 犯罪被害者支援委員会委員長）  
和歌山県環境生活部県民局局长 山崎良彦 氏

## 第2部 記念講演

- 1 演 題：地方自治体における法曹との連携—その課題と可能性—
- 2 講 師：片山善博 氏（元鳥取県知事・元総務大臣、慶應義塾大学教授）

## 第3部 意見交換会

近畿管内の参加自治体職員と参加弁護士会関係者のみのクローズドの会とし、以下の内容を予定しております。

- 1 第1部の発表内容及び第2部記念講演についての質疑応答
- 2 地方自治体との連携に関する各地の弁護士会の取り組み及び実践例についての情報提供・質疑応答・情報交換
- 3 日弁連自治体等連携センターからの情報提供
- 4 地方自治体と弁護士会との連携の可能性や課題についての意見交換

以上

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員に対するアンケート  
結果報告（分析・概要）

第1 はじめに

1 アンケートの実施について

地方公共団体で現在及び過去、常勤での勤務経験を有する法曹有資格者に対し、その勤務実態を把握し、法曹有資格者の地方公共団体への任用を推進していくための活動に資することを目的としてアンケート調査を実施した。

\* 実施期間：2013年11月22日～2014年1月17日

2 回答状況について

	対象者	回答者	回答率
任期のない常勤職員	14名	6名	43%
任期付の常勤職員	48名	39名	81%
経験者(退職した)職員	19名	7名	37%
合計	81名	52名	64%

対象者の所属自治体	回答者の所属自治体	回答率
47自治体	37自治体	79%

第2 全てのアンケート対象者への共通質問

1 自治体職員に応募した動機について

応募動機は自由記載であったため様々な表現になっているが、それを同趣旨の動機別にまとめたところ、以下の結果となった（延べ人数）。

「専門性を身につけるため・新しい分野への挑戦・キャリアアップ」	18名
「地方行政への関心・興味」	15名
「公務（震災復興を含む）に関わりたい・弁護士経験を活かしたい」	13名
「やりがいがある・創造的な仕事ができる」	4名

なお、他の応募動機としては、「子育てとの両立」、「開業後の人脈形成に有益」等が挙げられていた。

## 2 担当している業務について

担当している者の割合が20%以上の業務について、その割合が高い順にまとめると次の表のようになった。

業務内容	担当している者(割合)	備考
職員向け法律相談	81%	
人材育成(研修、部下への指導など)	79%	研修内容は別紙資料
訴訟対応(何らかの形でも)	75%	
債権管理等(何らかの形でも)	68%	
行政不服審査(何らかの形でも)	60%	
コンプライアンスの施策立案	56%	
議会対応	51%	議会事務局は2名
例規審査	47%	全ての例規に関わっている者は、23%
住民への直接対応	45%	
顧問弁護士による職員向け法律相談への立会い	41%	
選挙事務	37%	
条例、規則、要綱の立案業務	22%	

訴訟対応よりも職員向け法律相談や人材育成を担当している者が多く、内部職員ならではの特性が生かされているといえる。

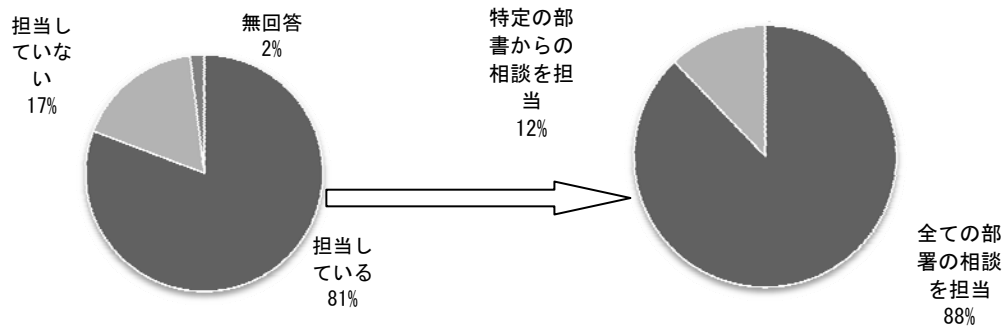
一方、任用前には例規に関する法制執務のトレーニングを受けていない者が大半と思われる中で、例規審査を担当している者が半数近く(47%)を占めていることや、条例、規則、要綱の立案事務を担当している者が相当数(22%)いることは注目に値する。

また、全く訴訟対応をしていない者が25%いることや、顧問弁護士等による職員向け法律相談に関与(立会い)している者が41%にとどまっていることから、顧問弁護士等の役割と内部の法曹有資格者の役割とを完全に分けている地方公共団体が一定数あることが分かった。

個別の結果は以下のとおりであり、各人が多様な業務を担当していることが分かった。

(1) 職員向け法律相談

担当している	42	→	全ての部署の相談を担当	36
担当していない	9		特定の部署からの相談を担当	5
無回答	1			
合計	52			



(2) 人材育成（研修、部下への指導など）

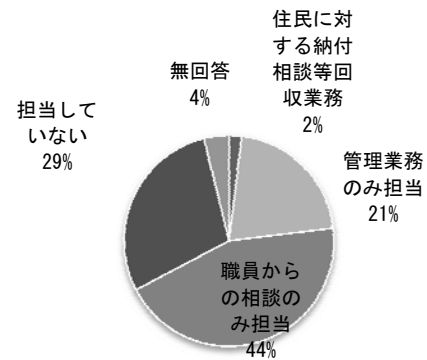
職員への定期的な研修を実施している	32	→	32
部下への指導を行っている	20		20
その他	4		4
人材育成業務は行ってない	11		11
合計	67		

(3) 訴訟対応（何らかの形でも）

指定代理人として対応している	29	→	
その他の方法で対応している	10		
訴訟対応はしていない	11		
無回答	2		
合計	52		

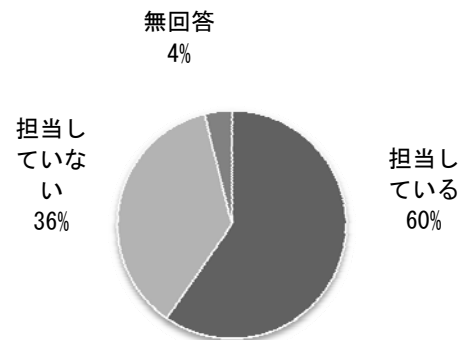
## (4) 債権管理等（何らかの形でも）

職員からの相談のみ担当	23
担当していない	15
管理業務のみ担当	11
住民に対する納付相談等回収業務	1
無回答	2
合計	52



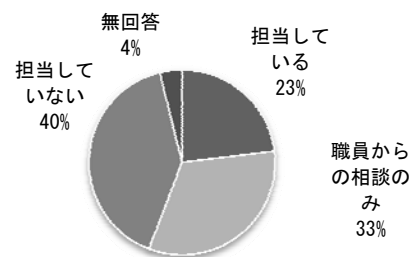
## (5) 行政不服審査（何らかの形でも）

担当している	31
担当していない	19
無回答	2
合計	52



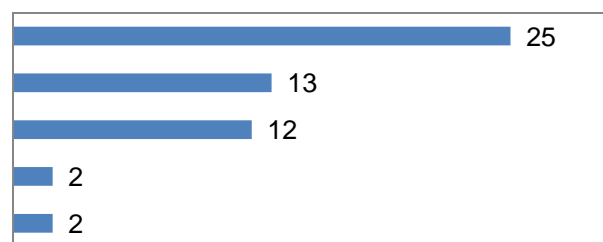
## (6) コンプライアンスの施策立案

担当している	12
職員からの相談のみ	17
担当していない	21
無回答	2
合計	52



## (7) 議会対応

いずれの対応もしていない	25
委員会に出席している	13
その他	12
議会事務局として対応している	2
本会議に出席している	2
合計	54

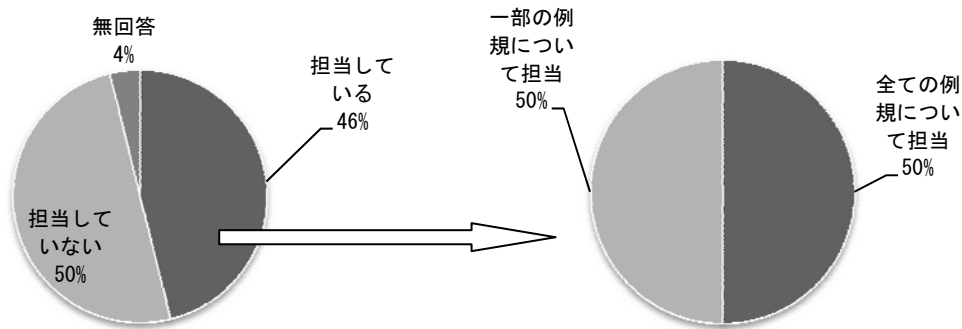




## (8) 例規審査

担当している	24
担当していない	26
無回答	2
合計	52

全ての例規について担当	12
一部の例規について担当	12



## 具体的に担当している例規について(自由記載)

犯罪被害者支援条例、その他規制を内容とする条例

法制執務担当者・例規審査担当者から相談のあった例規について

条例及び規則の審査を担当している。要綱は依頼を受けた場合のみ最終チェックをする。

市民の権利制限又は義務賦課に関するもの、その他複雑・重要なもの(建築制限条例、債権管理条例、議会基本条例等)

条例のみ、議会提出前に開催する例規審査委員会において

大幅な改定に至り、特に法律適合性が問題になるもの

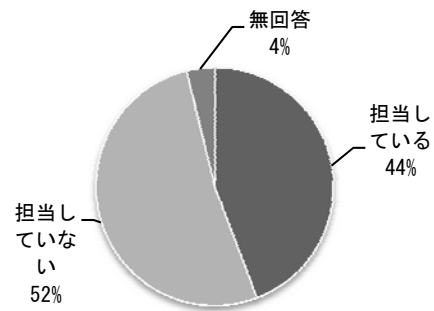
市の独自性の高い条例。また、個別的に法的論点のあるもの等。

全て確認を行うが、詳細な検討を行うものは一部。例えば憲法問題を含むものなど弁護士力が活かされるようなものや、影響の大きいものなど詳細な審査に関与する。

担当部局の例規について担当している

(9) 住民への直接対応

担当している	23
担当していない	27
無回答	2
合計	52



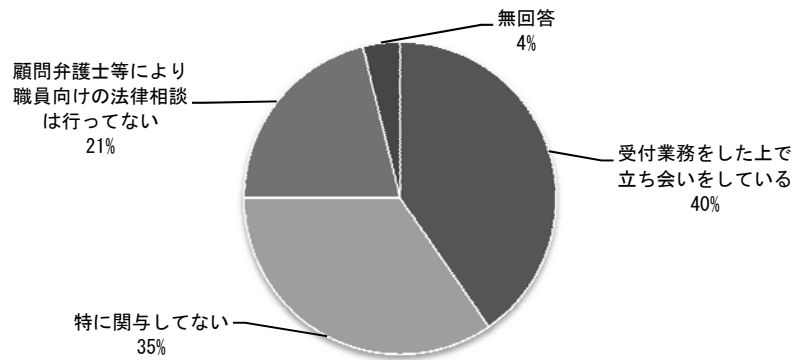
行政対象暴力・不当要求対応	13	13
情報公開・個人情報開示立会い	5	13
高齢者対策	3	3
児童虐待	3	2
いじめ等学校問題	2	2
生活保護対応	2	2
行政計画の住民説明	2	2
DV 対応	1	1
その他	11	11



多重債務相談
市の債権滞納者への対応
公営住宅明け渡しへの立ち会い
職員対応への苦情等
行政審判
行政不服申し立ての関係
事案に関する住民との話し合い
成年後見の首長申立

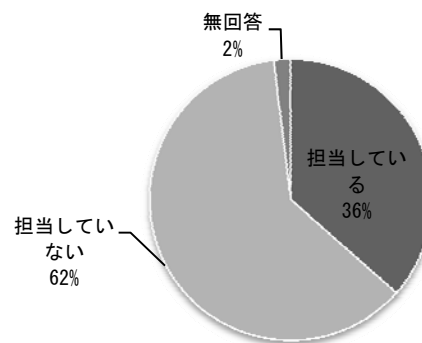
## (10) 顧問弁護士による職員向け法律相談

受付業務をした上で立ち会いをしている	21
特に関与していない	18
顧問弁護士等により職員向けの法律相談は行ってない	11
無回答	2
合計	52



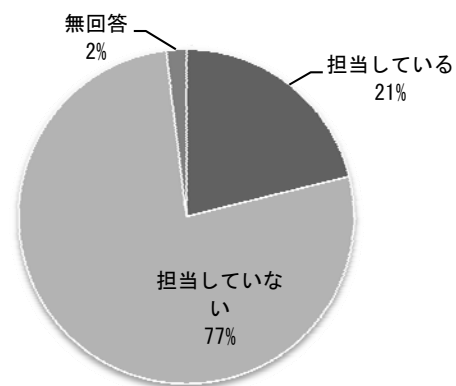
## (11) 選挙事務

担当している	19
担当していない	32
無回答	1
合計	52



## (12) 条例、規則、要綱の立案業務

担当している	11
担当していない	40
無回答	1
合計	52



上記以外の業務としては、住民向け法律相談（12%）、原子力損害に関する損害賠償請求関連業務（10%）、国・都道府県・他の行政機関との折衝業務（4%ないし6%）、監査事務（2%）があった。

また、自由記載で挙げられた業務は以下のとおりである。

家事事件、少年事件の書類作成
小学校での派遣講義（社会科の「憲法」の部分）
行政代執行の立会い、関係団体向け講演又は研修の講師
公報の発行業務、職員向けの訴訟対応マニュアルの改訂作業
市民向け講座における情報公開・個人情報保護に関する講師（不定期）、固定資産評価審査委員会における判例に関する研修（不定期）
職員の非違行為について懲戒審査
各種委員会（懲戒審査委員会、セクハラ相談審査委員会など）への参加。
判例を紹介する等の目的でニュースレターを発行
地権者との用地交渉、契約書チェック、用地の抵当権抹消登記手続関係
広報連載、人権・行政・生活相談関係業務、犯罪被害者支援窓口、その他総務業務
災害時の情報収集
事務局として実際に不当労働行為審査事件に入る、事件の進行管理
職員の懲戒審査委員会に、事務局として携わっている。公務災害補償等認定委員会に、事務局として携わっている。

### 3 法曹有資格職員の存在を知ってもらうための情報発信について

情報発信を行っているという回答した者が50%おり、そのうち、法曹有資格者自らが発信していると回答した者は43%であった。情報の発信方法は、ネット上の庁内掲示板が52%、紙媒体での掲示・配布が24%、メール配信は6%であった。

この情報発信については、職員向け法律相談を担当し全ての部署からの相談を受けている者のうち9割以上の者が行っていた。

### 4 法曹資格を有する職員の在籍によって生じた効果

#### (1) 調査、集計、検証等による効果

調査、集計、検証等をした場合に効果として挙げられている主なものは、職員向け法律相談数の増加、滞納案件の処理件数の増加等であった。

庁内の相談件数の増加、市営住宅家賃の滞納案件の処理件数増加、滞納私債権の処理件数増加
法律相談件数の増加、家事事件申立件数の増加
入庁する前の顧問弁護士への相談頻度はおよそ5回/月だったが、入庁した後の私への相談頻度はおよそ40回/月であり、顧問弁護士への相談頻度は若干減少した

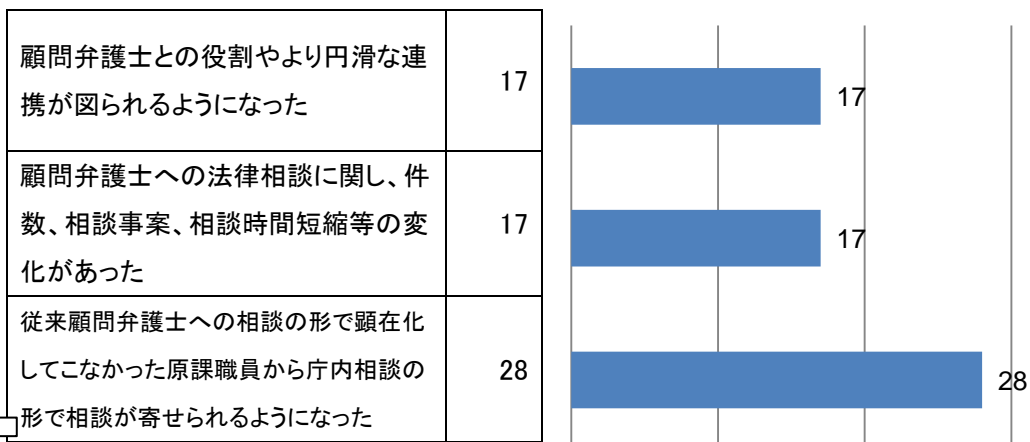
法律相談件数が10件程度から70件程度になった
庁内法律相談件数は過年度の2～3倍程度で推移
徴収率の増加
助言による処理の変化、弁護士会との連携の増加

## (2) 主観的に感じた効果

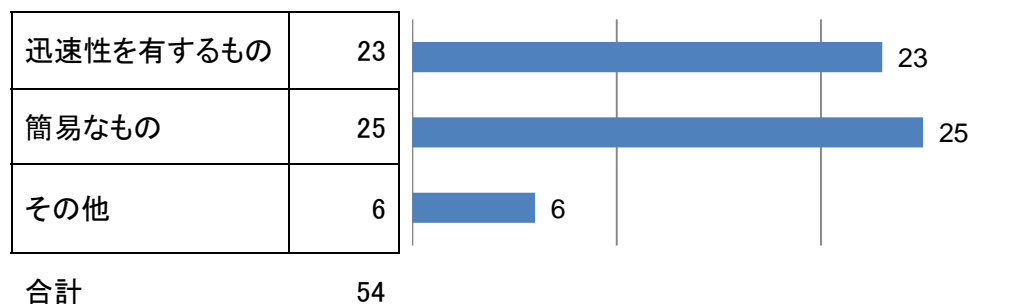
その効果は以下のとおりである。

法曹有資格者が内部の職員として外部の顧問弁護士と連絡を取り合うこと等により、率直な意見交換などが円滑に行われていることがうかがわれる。

また、「従来は顕在化してこなかった法律相談が多く寄せられるようになった」という回答が過半を占めており、その相談案件の性質の回答状況からすると、内部にいる法曹有資格者に気軽に相談できる存在として、業務の迅速化等に寄与していることもうかがわれる。



相談案件の性質



5 年間の給与・号級について

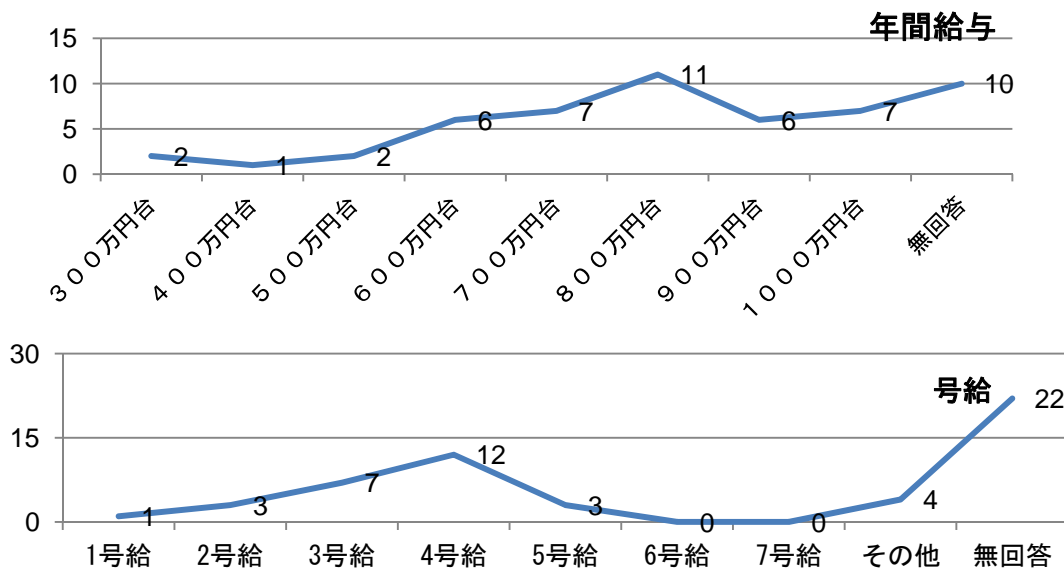
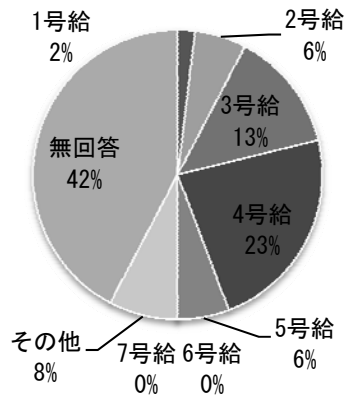
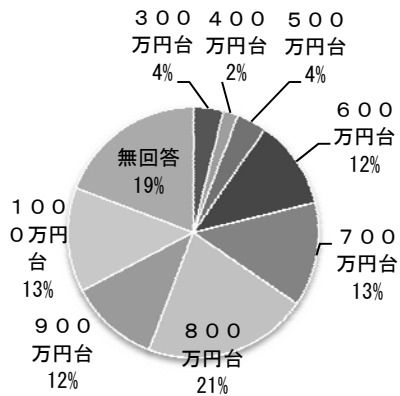
年間給与額は平均770万円であった。同じ号級であっても地域手当によって差が出ている。号級の違いは、基本的には役職の違いによると思われる。

給与	
300万円台	2
400万円台	1
500万円台	2
600万円台	6
700万円台	7
800万円台	11
900万円台	6
1000万円台	7
無回答	10

号給	
1号給	1
2号給	3
3号給	7
4号給	12
5号給	3
6号給	0
7号給	0
その他	4
無回答	22

合計 52

合計 52



## 6 職員としてのやりがいについて（自由記載）

「自治体の業務内容の幅広さや社会的影響力の大きさ、公の仕事に役立っていること」、「職員から感謝され、又職員の役に立っていること」などが挙げられており、多くの者がやりがいを感じていることが分かった。

応募動機の内容と一致している部分もあって、当初の希望通りの仕事ができている者が多いと言える結果であった。また、「職員から感謝され、又職員の役に立っていること」や業務の迅速化に寄与していることは、法曹有資格者を採用した効果とも評価できるものである。

(1) 「自治体の業務内容の幅広さや社会的影響力の大きさ、公の仕事に役立っていること」という趣旨の記載

幅広い行政の分野について、法的側面から触れることができる。
自分の法曹としての知識・ノウハウを自治体の職務に役立てること。
当該地方自治体の行う幅広い事務のあるべき姿の構築に関わることができる。
自らの発言が尊重され、大きな影響を持つことが直に感じられること。職員と一緒に問題解決にあたれること
扱う事案が幅広い、特定のクライアントの利益のためではなく市民全体のために働くところ復興事業という創造的な仕事を中心に関わることは弁護士ではなかなかできないことなのでそうした仕事に関わることができるやりがいはある。また、契約書の内容がずさんだったりするので、そうしたところをチェックし、リーガルマインドを身に付けてもらえるのであればやりがいを感じる。
地方公共団体の担う公益の実現に寄与出来る点。私は、以前企業内弁護士として活動していたが、あくまでも一企業の利益のために貢献するものであり、やりがいという点では正直雲泥の差がある。
個別の紛争解決だけでなく、より広く社会に影響のある行政活動に関与できること。多種多様な法律について、それを専門に扱う職員と議論しながら検討出来ること。組織の中で新しいかつ唯一のポジションとして、いかに自分の価値を最大化できるかを考えながら自分で自分の役割を作っていくこと。
組織が大きいので扱う事件も社会的影響力が大きいものが多い。担当部局と調整を繰り返し、苦労した結果、納得のいく結果が生じた時は大きな達成感を覚える。
法的知識を生かして公共のために役立つことができる

(2)「職員から感謝され、又職員の役に立っていること」という趣旨の記載

法的対応により、子どもを虐待から救う機会が多くなり、職員も法的な確信に基づいた業務が出来ることで、弁護士の有用性を感じていただける。
専門知識を生かしつつ、一般職員と協力して問題解決に当たることで一般職員の意識向上が見れること
①一般の行政職員では気付くことの難しい法的問題点を見つけ、その解決案を提示することができる。②法的知識が訴訟や行政不服審査に活かせるとき。③①・②により他の職員から感謝してもらえたとき
個別事案、研修等を通じて、法令の解釈や事実の認定評価の能力を底上げに貢献できること。行政法規に精通できること。法執行の適正を直接サポートできること。職員に自信と安心を与えることができること。
これまで透明性、予見可能性といった意見のなかった組織、業務分野において職員の意識を考えていた。
資格の有無は、業務に直結はしない。有している知識量や法的思考への慣れの問題が多い。自身の知識が他の職員に比して圧倒的に多いと感じるため、些細な法的知識でもこれまで職員が知らなかったことを知らせることがとても多いという意味では役立っている感じはある。
公の利益につながる仕事をしていること。自分の損得を考えずに仕事出来ること。職員に感謝されること。
職員の法務能力の向上を通じて住民の福祉の向上に寄与することができること
法曹資格を有することにより他の職員から尊重していただけること。職員として自身の営業活動を気にすることなく、職務に専念出来る
職員の方々から、「気軽にいつでも相談できて嬉しい、先生が来てくれて本当に良かった。」というようなことを言ってもらえるところ。
職員の身近な存在として迅速に法律相談を行い、予防法務に貢献出来ているところ。研修等を通じて全職員の政策法務能力の向上を目指していけるところ。



## (3) その他の記載

自治体内部では思っていた以上にコンプライアンスが守られていないため、その適正化をはかるところにやりがいを感じられます。
通常の弁護士との違いはない。自由と正義のために活動。ただし、生活基盤は安定するし、経営等を考えなくて済む。
所属する自治体の重要な訴訟事件について、指定代理人として関与(書面作成、証人尋問等)できる。
訴訟対応、職員からの相談の担当、職員研修等の多様な活動を通じ、自治体の行政経営に関与できることにやりがいを感じる。
法律を深く知りたければたいいの問題解決の方向が見えてくると思った。その分勉強すればするほどやりがいが出てきた。
所属部署等のしぼりにとらわれることなく、横断的な活動が可能である。特に部課間の連携の担い手となれる点にやりがいを感じる。
地方公共団体を動かすこと(たとえば過誤を正す。)
行政の事務の進め方など、司法では見えにくい視点を得られること。個別の事案においても、法解釈・適用のみならず、公平性、福祉、住民との行政の役割分担など別の視点から総合的な解決を導く能力が身につくこと。
通常の弁護士業務と異なるところはない・
これまで国に勤務していたことから関心がなかった地方自治制度や地方財政等を勉強することができ、自らの知識・経験の幅が広がった。
普通の弁護士では経験しがたい業務ができること、役場内部の実情を知れること、全課横断的に事案解決にあたること。
大きな組織内でのオンリーワンの存在として頼られる
まだ1年もたたず、現状では一般職員と同じ。
現場に身を置いているため、証拠となりえる書類等の「発見」ができ、それを想定した対応、迅速なアドバイス等ができるように思います。
法律(司法)と行政をつなぐ点。
通常の弁護士業務では経験できない多くの行政事件訴訟や自治体固有の民事訴訟に関わることができる。また、自治体職員の仕事を知ること、弁護士としても自治体のニーズにより即した仕事ができるようになること。
資格の有無は特に関係ないので他の職員と同様のやりがいだと思うが、対外的に自治体の主張を代弁したり、対内的に議論し、意見を言って自治体の意思決定に関与できることにはやりがいがあると思う。
法曹として経験を職員と共有し、審査や命令発出の迅速化に寄与できたこと。

## 7 自治体への要望（自由記載）

以下のとおり、要望内容は多岐にわたっている。

このうち、弁護士会活動・研修への参加を公務として扱うことについては、その内容によるが地方公共団体の業務に直接又は間接に役立つものが多数あるので、地方公共団体には理解を求めている。

会費の公費負担、弁護士会活動への理解(公務として取り扱って欲しい。)
弁護士会主催の研修に出張として参加させてほしい。所掌事務を拡大して欲しい。
弁護士登録は不必要であることを原則として欲しい。
特にないが、弁護士会費について一定の対応を行っていただけるとありがたい。
一般行政職として入庁しているので仕方がないとも思いますが、やはり給与がより高ければ良いと思うことはあります。資格手当があれば良いと思う。
任期更新の有無等をなるべく早く明らかにすること。登録を維持することが採用の条件となる場合には弁護士会費を負担すること。書籍代や判例検索システム代に費用を割くこと。
弁護士としてのスキルを高めるため研修への参加等についても業務の一環として認めてほしい。
待遇の一層の向上。
一定の弁護士業務を維持することができるよりも専門性を残した形での能力発揮が出来るのではないかと思います。
従前より長く携わってきた職員のラインと私のラインが併存していて問題となってしまっていることの改善
刑事当番や国選担当の併任。時に、過疎地においては自治体内弁護士による刑事事件対応は利益相反が生じにくく、早期接見が可であるから自治体内弁護士の刑事受任を認めて頂きたい。
縦割り組織であること、一定目的(行政案件処理)のための採用であることからやむを得ないと思うが仕事の幅が狭い。できれば、立案事務や相談業務など、もう少し幅をひろげてもらいたい。待遇面は子育てとの両立を図りたい現在の状況からはちょうどよいと思われる。
二元代表制であることを考えればもう1名弁護士を採用し、議会については別の弁護士が対応するのが望ましい。
書籍代や判例システム代がどうしてもかかることを理解の上、採用を。幸い、勤務自治体ではご理解いただきましたが手間がかかりました。
弁護士が得意な分野か否かについて理解が十分ではなく、対応範囲が無限定になっている。弁護士職員に対応させる業務を明確にし、採用するようにした方がよい。
待遇(給与)面での向上、権限面での向上。
書籍の購入につき、ある程度自由になるお金があればよいのと思う。組織として具体的ビジョンを持ってもらいた。弁護士を雇えば全てうまくいくというものではない。

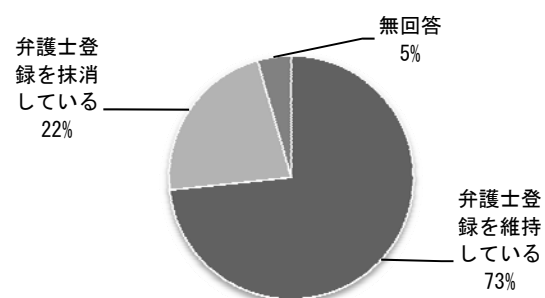
合格通知から採用までの期間にゆとりを持って欲しい。当初、採用決定から採用期日まで1か月弱とされていたが、スケジュール上に無理があったため、採用を1か月先にしてもらった。やはり2か月は準備期間が欲しい。
地方公共団体としては、いずれも厳しい財政状態の中、法曹有資格者の採用はギリギリの選択であろう。弁護士会の手厚いバックアップが期待できない(特に地方)現状としては、弁護士登録費の負担を地方公共団体に求めるというには無理がある。変わるべきは弁護士会の方であろう。
どのような意図で法曹有資格者を採用するのかを明確にする方がよい。事前に先行事例をきちんとリサーチする必要性など。
弁護士登録を維持する以上(通常は積極的に抹消を望むことは少ない)弁護士会費の負担、研修履行義務があることを認識していただきたい。
弁護士会費の公費負担。
組織規定上、担当職務が非常に限定されているのですが、もう少しお手伝い出来る業務もあると思います。
いずれについても自治体はよく理解して頂いていると感謝している。
顧問弁護士以外に法務を分担できる職員を増員してほしい。人事ライン上、自分の指揮下にある職員をつけてほしい。
組織として弁護士からの提案に柔軟・鷹揚に対応して貰えると弁護士が職員となる意義もより大きくなると思われる。
現状は不満はない。待遇が良くなり、弁護士登録の費用を持ってもらうというのは、望ましいことであるが、それは、任期付職員の側の努力によると思う。登録については、それを自治体が負担するメリットがなくては、負担を強いることは出来ないし、弁護士会の側も、減免等を考える等、実態にあった対応が必要であると考えます。

### 第3 任期付の常勤職員及び経験者(退職した)職員への質問

#### 1 在職中の弁護士登録維持について

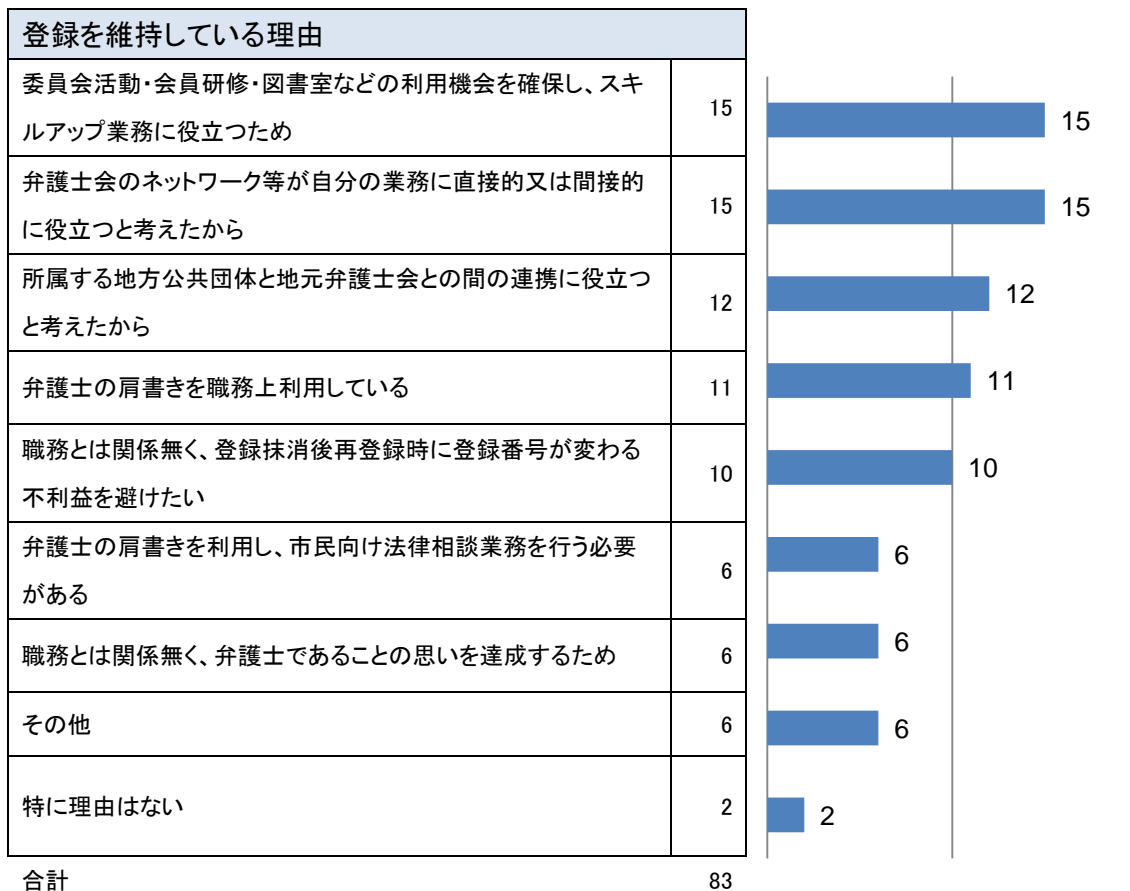
任期付職員(経験者を含む)43名のうち、在職中に弁護士登録を維持していた者は33名(77%)、弁護士登録を抹消した者は10名(23%)であった。

弁護士登録を維持している	33
弁護士登録を抹消している	10
無回答	2
合計	43



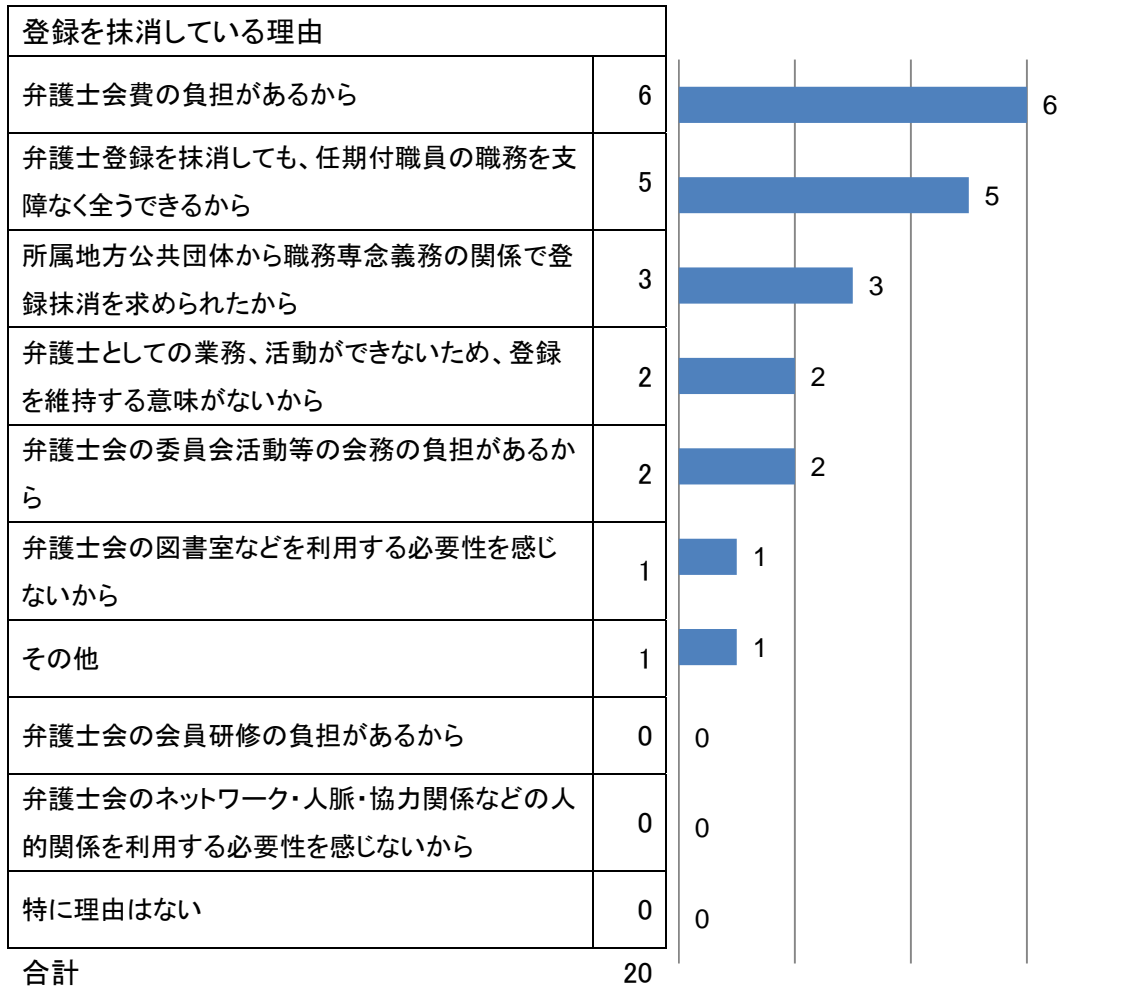
## 2 弁護士登録を維持している理由について

弁護士登録を維持している理由としては、委員会活動・会員研修・図書室などの利用が業務に役立つ（15名）、弁護士会とのネットワーク等が業務に役立つ（15名）というように、何らかの形で自治体業務に役立つとする回答が最も多かった。次いで、所属自治体と地元弁護士会との連携に役立つと考えた（12名）、職務上弁護士の肩書きを使用している（11名）という理由が続いた。他方、登録抹消後再登録時に登録番号が変わる不利益を避けたい（10名）との理由も多くあり、平成25年12月の日弁連臨時総会で登録番号維持制度が可決されたことから、今後は登録抹消者が一定程度増加することも予想される。



## 3 弁護士登録を抹消している理由について

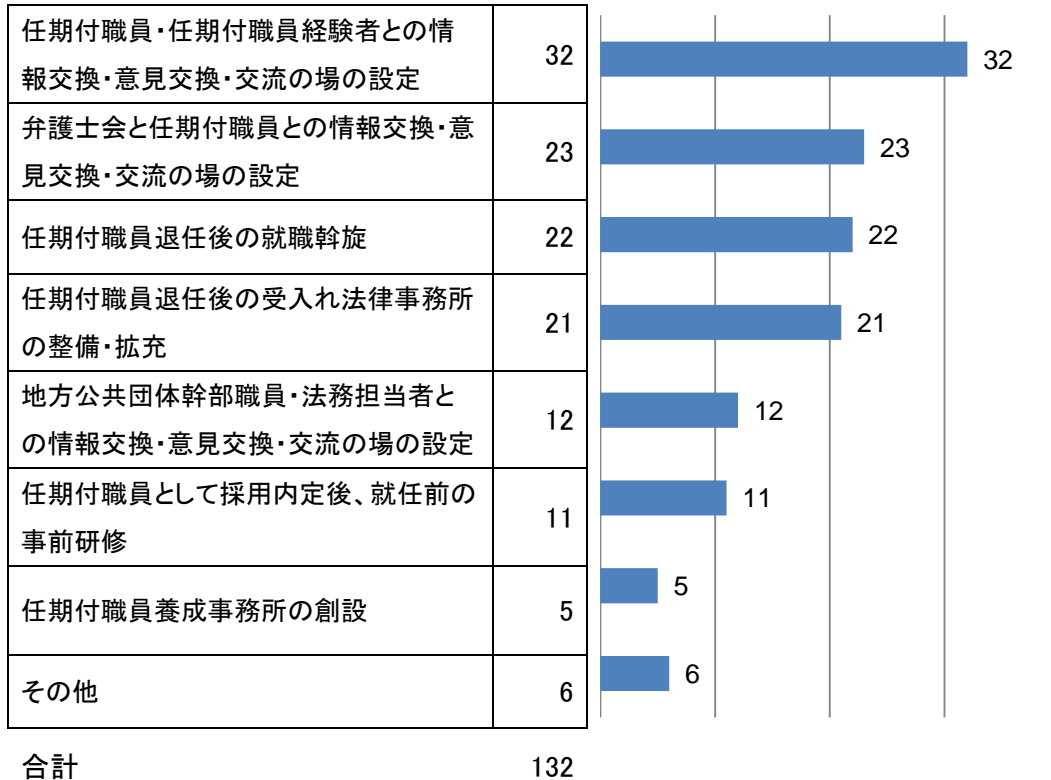
弁護士登録を抹消している理由としては、会費の負担があること（6名）、抹消しても職務を支障なく遂行できること（5名）などの現実的な問題が挙げられている。



## 4 弁護士会が果たすべきバックアップ体制について

任期付職員（経験者を含む）との情報交換等の場の設定（32名）や弁護士会との情報交換の場の設定（23名）に関する要望が非常に多かった。

また、任期終了後の就職斡旋（22名）や受入事務所の整備拡充（21名）に関する要望も相当数にのぼっている。



## 5 任期付職員就任前の事務所で取り扱っていた業務分野について

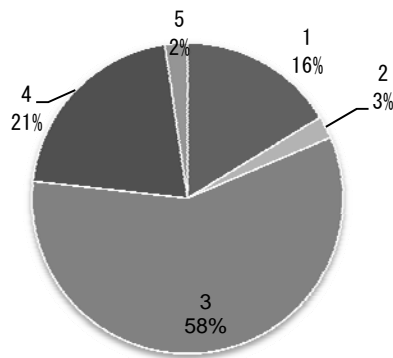
行政関係の仕事はしていなかった、又は殆どしていなかったとする回答が全体の約73%を占めている（41名のうち30名）。

自治体が採用を決めるにあたり、行政関係の仕事の経験の有無よりも、弁護士として経験している業務分野の幅の広さが重視されているのではないかと考えられる。

## 6 任期付職員退職後の処遇に関する所属事務所との取り決めについて

約束はしていないとする回答が58%となっている。これは弁護士会が果たすべき役割として、任期終了後の「就職斡旋」、「受入事務所の整備拡充」という要望が相当数にのぼっていることに影響していると考えられる。

1	以前の事務所への復帰が約束されている(退職された方は、復帰した)	7
2	復帰は約束されていないが関係する事務所に就職することが約束されている(退職された方は、そのような事務所に就職した)	1
3	特に約束はしていない	25
4	その他	9
5	無回答	1
合計		43



## 7 在職中に考えていた退任後のキャリアプランについて（自由記載）

任期終了後のキャリアプランについては、次のような回答があった。

- ・元の法律事務所（法テラスを含む）に戻る
- ・別の法律事務所に入所する
- ・独立開業する
- ・他の自治体や官庁等の公的機関で勤務（任期付職員を含む）する
- ・民間企業に就職する
- ・大学教員
- ・政治家
- ・留学

## 第4 経験者（退職した）職員向けの質問

## 1 退任後の後任の採用の有無

回答した者は6人であったが、その全員について、後任の者が採用されたと回答している。

## 2 業務の引継ぎ等に工夫したこと

引継書の作成
複数採用され、時期がずれているので引継はスムーズである。
非常勤職員として残って引継を行った。
任期付職員以外にも有資格者がいたため、引継ぎがスムーズだったと思う。

## 第5 日弁連や弁護士会への要望等について（自由記載）

一律に回答できない問いが多い。まだ期間が短く、フィードバックできるものも少ない。自治体が任期付職員を募集する場合、少なくとも地元の単位会と協議・調整を図るスキームが構築されることが望ましい。今の形では、任期付職員になれる人材も限られ、応募も少なく勿体ない。また、一般の競争試験で任期付ではない道をもっと進めると良いと思う。
弁護士登録をしていないため、弁護士会の事情に疎くなってしまうので、研修の参加等、情報収集の場を頂けたら幸甚です。
私が一番危惧しているのは、弁護士登録を抹消する方々が増えていることです。会費負担の問題は確かに大きいですが、我々の業務は特に弁護士会との連携が必要であり、抹消した故に孤立する方がいるのではないかと案じています。弁護士会から見ても、不信感が大きいと思います。ただでさえ自治体に赴任することに反対する弁護士が相当数いらっしゃいます。会費の減免の議論を進めていかないと万が一何かあったときは、大変な結末になると思います。また、日弁連の自治体関連のシンポジウムは必ずTV会議もやってほしいです。地方の切り捨てを感じてしまう場面です。



## 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2014年7月10日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人) / うち任期付き※注③	
東京都	総務局	7	2
	労働委員会事務局	2	2
	合計	9	4
特別区人事・厚生事務組合(東京都23区)	法務部	3	1
町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課	1	1
千葉県	総務部政策法務課	1	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
	企画県民部管理局職員課	1	0
	合計	2	0
明石市(兵庫県)	政策部市民相談課	2	2
	総務部総務課(コンプライアンス担当)	1	1
	合計	3	3
和歌山市(和歌山県)	総務部総務課	1	1
名張市(三重県)	総務部兼市民部併任選挙管理事務局	1	1
南伊勢町(三重県)	総務課	1	1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	1	1
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係	1	0
福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1	1
	総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課	1	1
	合計	2	2
北九州市(福岡県)	総務企画局総務部	1	1
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係	1	1
岩手県	総務部法務学事課	1	1
宮城県	総務部私学文書課	1	1
沼田市(群馬県)	総務部総務課文書法制係	1	0
宮崎県	総務部行政経営課	1	0
福山市(広島県)	企画総務局総務部総務課	1	1
東松島市(宮城県)	総務部総務課	1	1
阿南市(徳島県)	企画部法令室	1	1
小松島市(徳島県)	総務課政策法務室	1	1
南さつま市(鹿児島県)	総務企画部総務課	1	1
富谷町(宮城県)	総務部総務課	1	1
銚子市(千葉県)	総務市民部総務課	1	1
国立市(東京都)	政策経営部	1	1
豊田市(愛知県)	総務部法務課	2	2
山口県	総務部学事文書課	1	1
石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
京都市(京都府)	監査事務局	1	0
相馬市(福島県)	企画政策部	1	1
高槻市(大阪府)	法務課	1	1
大阪市(大阪府)	行政委員会事務局監査部監査課	1	1
	福祉局生活福祉部保険年金課	2	2
	合計	3	3
大阪狭山市(大阪府)	総務部庶務グループ	1	1
寝屋川市(大阪府)	総務部総務課	1	1
糸島市(福岡県)	総務部総務課	1	1
新潟県	法務文書課	1	1
浪江町(福島県)	産業・賠償対策課(法務担当)	1	1
気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
山田町(岩手県)	用地課	1	1
三重県	総務部法務・文書課	1	1
弘前市(青森県)	法務契約課	1	1
神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	1	1
福島県	総務部文書法務課	1	1
郡山市(福島県)	総務部総務課	1	1
春日井市(愛知県)	総務部総務課	1	1
栃木市(栃木県)	総務部総務課	1	1
茨木市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
さいたま市(埼玉県)	総務局総務部法制課	1	1
多摩市(東京都)	総務部	1	1
鹿児島市(鹿児島県)	総務局総務部総務課	1	1
和歌山県	子ども・女性・障害者センター	1	1
国分寺市(東京都)	政策部政策法務課	1	1
姫路市(兵庫県)	総務局総務部行政課	1	1
堺市(大阪府)	総務局行政部法制文書課	1	1
長野県	県民文化部県民協働課消費生活室	1	0
伊丹市(兵庫県)	総合政策部法制課	1	1
総計		78	63

【注】※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の内数  
 ※注②. 内訳は、弁護士登録者(48名)、採用に伴う登録取消者(18名)及び司法修習終了後の未登録者(12名)である。  
 ※注③. 人数算の右側の数値は、任期付職員の内数(内数)である。

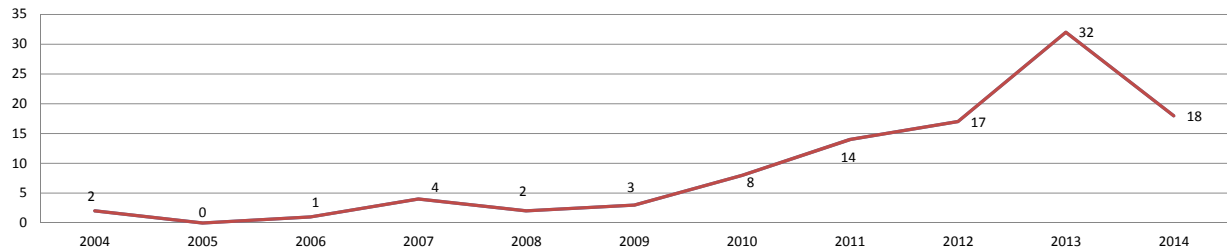
## 地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

(2014年7月10日現在 日弁連調べ)

年度	地方公共団体名・人数(人)	
2004	・東京都:2	2
2005		0
2006	・逗子市:1	1
2007	・東京都:2・兵庫県:1・岡山市:1	4
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1・大阪市:1	2
2009	・東京都:2・名張市:1	3
2010	・東京都:2・特別区人事・厚生事務組合:2・町田市:1・神奈川県:2・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2・流山市:1・名張市:1・松原市:1・名古屋市:1・福岡市:1・厚木市:1・栃木市:1・多気町:1・兵庫県:1・和歌山県:1・古賀市:1 ・宮崎県:1	14
2012	・東京都:3・特別区人事・厚生事務組合:1・千葉県:1・明石市:5・田原本町:1・南伊勢町:1・富山市:1・和歌山県:1・岩手県:1・宮城県:1 ・沼田市:1	17
2013	・東京都:1・京都市:1・福山市:1・小松島市:1・東松島市:1・阿南市:1・名張市:1・南さつま市:1・大阪狭山市:1・銚子市:1・高槻市:1・大阪市:1 ・国立市:1・豊田市:2・富谷町:1・町田市:1・山口県:1・石巻市:1・相馬市:1・寝屋川市:1・糸島市:1・浪江町:1・気仙沼市:1・山田町:1・ 三重県:1・弘前市:1・神奈川県:1・兵庫県:1・郡山市:1・さいたま市:1	32
2014	・東京都:1・大阪市:2・北九州市:1・福山市:1・福島県:1・春日井市:1・栃木市:1・茨木市:1・多摩市:1・鹿児島市:1・和歌山県:1・国分寺市:1 ・福岡市:1・姫路市:1・堺市:1・長野県:1・伊丹市:1	18

【注】※注①:各年度における採用人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

## 地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移



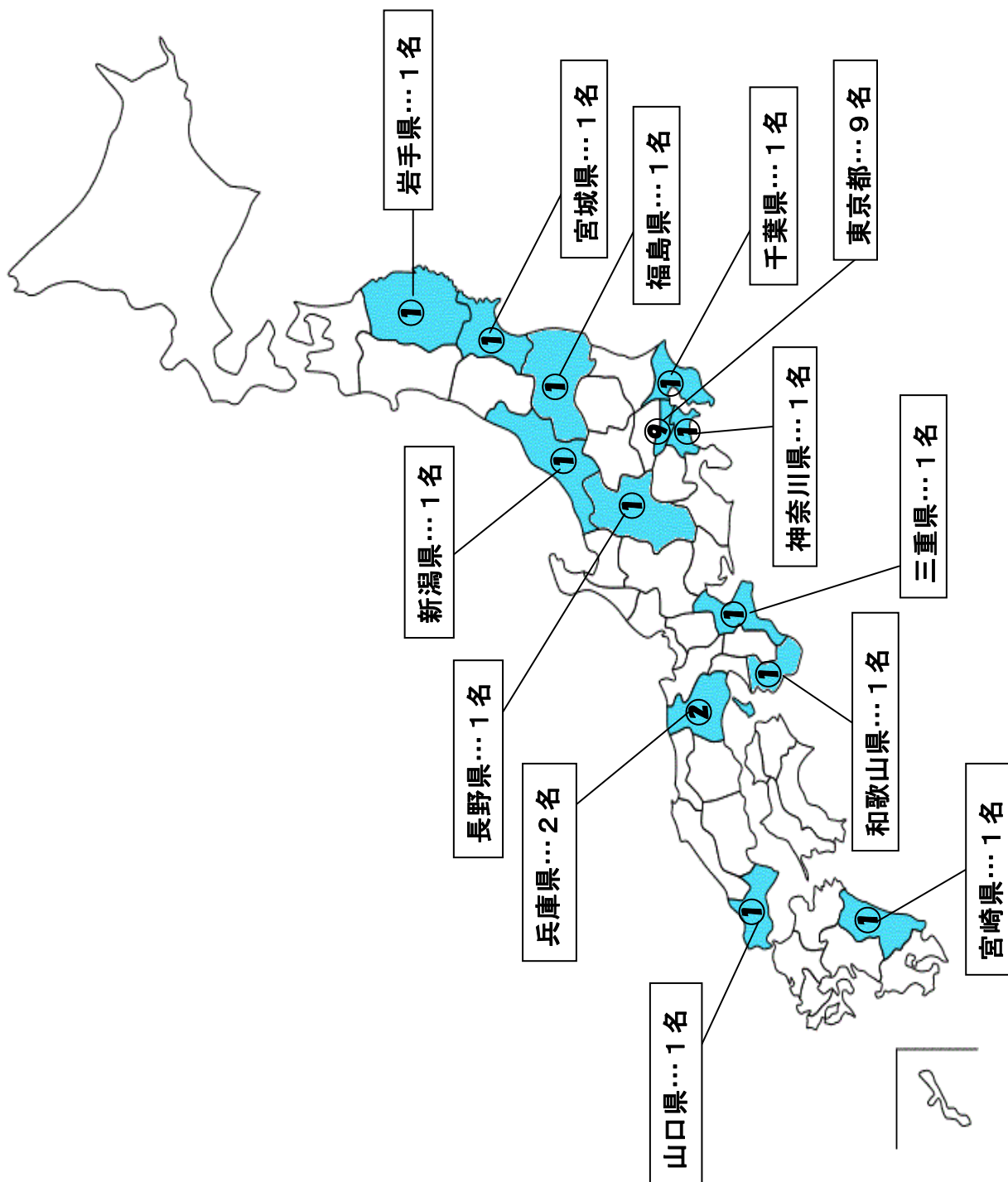
## 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員以外の採用情報

(2014年7月10日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状況
池田市(大阪府)	2012年4月1日2名採用(任期付短時間勤務職員、3年、債権回収センターに配属)
大津市(滋賀県)	2013年4月1日1名採用(市民部いじめ対策推進室)、2014年7月1日1名採用(総務部コンプライアンス推進室)
広島県	2014年4月1日1名採用(西部こども家庭センター)
加古川市(兵庫県)	2014年4月1日1名採用(総務部危機管理室)
富田林市(大阪府)	2014年4月1日1名採用(任期付短時間勤務職員、総務部納税課)

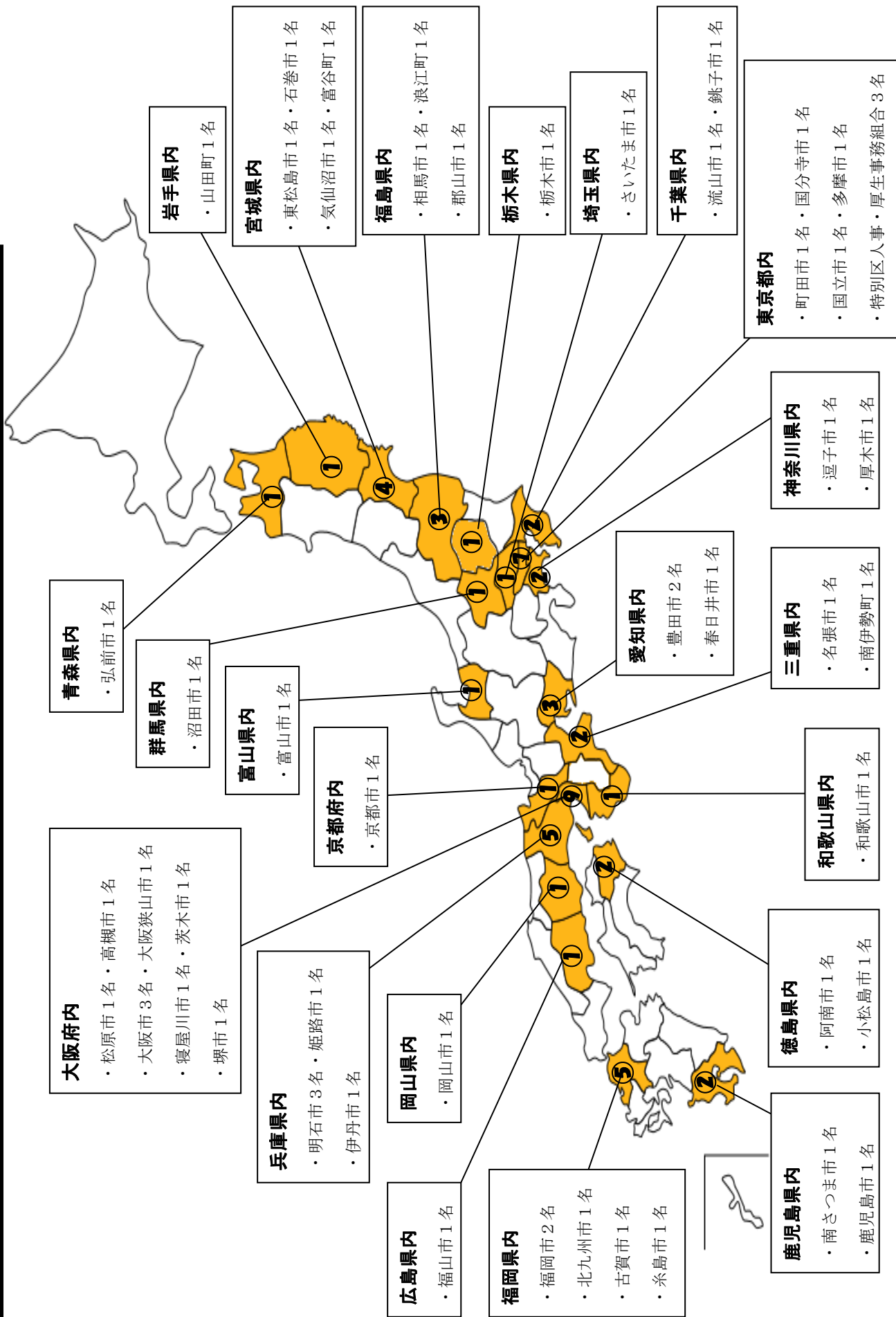
# 法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県

(2014年7月現在、日弁連調べ ※13都県において22名在籍(うち13名任期付職員))



# 法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

(2014年7月現在、日弁連調べ ※48市区町村(一部事務組合含む)において56名在籍(うち50名任期付職員))



◆日本弁護士連合会主催◆

参加費無料  
要事前申込み

# 任期付公務員登用セミナー

日弁連では、実際に地方自治体の職員として活躍している弁護士にその活動内容を紹介していただくとともに、現在、弁護士を対象とした任期付公務員の公募を行っている地方自治体が、弁護士採用の意図及び採用後の職務内容等を説明するセミナーを開催いたします。

「任期付職員に関心がある」、「任期付職員に応募してみたい」、「任期付職員としてどのように活躍できるのだろうか」というお考えをお持ちの会員は是非奮って御参加ください！

【日時】2014年7月18日(金)18時～20時

【会場】弁護士会館17階1702AB会議(千代田区霞が関1-1-3 (地下鉄霞ヶ関駅 B-1b出口直結))

【内容】**第1部** 地方自治体職員として活躍中の弁護士による講演

＜講演者＞ ※五十音順

秋山一弘(元東京都町田市総務部法制課法務担当課長, 弁護士)

永田毅浩(岩手県山田町用地課法務専門監, 弁護士)

船崎まみ(東京都多摩市総務部副参事, 元弁護士)

湯浅恭吉(千葉県銚子市総務市民部総務課法務専門官, 弁護士)

**第2部** 任期付職員を公募中の地方自治体によるプレゼンテーション

**第3部** 質疑応答

※講演者及び参加自治体は、都合により変更になる場合があります。予め御了承ください。

====きりとり不要・送信票不要・そのまま送信ください====

【申込期日：2014年7月14日(月)】 FAX送付先：03-3580-2866

御氏名： \_\_\_\_\_ 御所属： 弁護士・司法修習生・法科大学院生・その他  
※いずれか1つに○

電話番号： \_\_\_\_\_ E-mail アドレス： \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

参加希望会場：  東京会場 ・  各地弁護士会会場 (TV会議)  
希望接続先 \_\_\_\_\_ 弁護士会 \_\_\_\_\_ 支部

御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただきます。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

\* 本件に関するお問い合わせ先 \*

日本弁護士連合会業務部業務第三課 TEL: 03-3580-9963



～政策担当秘書になってみませんか？～

# 国会議員政策担当秘書説明会の御案内

国会議員政策担当秘書として活躍する弁護士、法曹有資格者の業務について会員、司法修習生及び法科大学院生（修了生含む。）を主な対象とする説明会を開催いたします。政策担当秘書希望者について議員から紹介依頼が来た際に日本弁護士政治連盟が斡旋するなど、今後の法曹の多様な社会進出を支援してまいります。

**参加無料！**

## ■日 時■

- ・第1回 2014年 8月4日（月）19:00-20:00 説明及び質疑応答
- ・第2回 2014年10月6日（月）19:00-20:00 説明及び質疑応答

## ■場 所■

弁護士会館17階1701AB会議室（〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号）

## ■対 象■

会員、司法修習生及び法科大学院生（修了生含む。）の方

## ■説明者■

- 1 政策立案活動、議員のサポート活動について（第1回）  
石塚 大作（64期、小池政就衆議院議員政策担当秘書）
- 2 弁護士職務経験後に政策秘書となった立場からの意見（第1回・第2回）  
今井 時右衛門（65期、山下貴司衆議院議員政策担当秘書）
- 3 野党としての法案協議、議員立法立案（いじめ対策法案、体罰防止法案）の経験（第1回・第2回）  
金子 春菜（65期、小西洋之参議院議員政策担当秘書）
- 4 司会・コーディネーター（第1回・第2回）  
竹内 彰志（63期、日本弁護士政治連盟企画委員会副委員長） ほか

## 【お申込み方法】

WEB（<https://qooker.jp/Q/auto/ja/hisho2014/hisyo/>）にてお申し込みください。

- 申込締切
- ・第1回説明会参加希望の方は2014年7月31日（木）
  - ・第2回説明会参加希望の方は2014年9月30日（火）

**\* お問合せ\*** 日本弁護士連合会業務部業務第三課 TEL 03-3580-9826

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

主催：日本弁護士連合会・日本弁護士政治連盟





## 日弁連 自治体等連携センター 条例セミナー

会員及び任期付公務員のための

## 自治立法に関する研修会

近年、地方分権の必要性が強く意識されるようになり、自治体における政策立案及び実行のために、住民の権利・義務に関して定めることができる条例の役割が増大しています。

このような条例の策定に当たっては、基本的人権や法秩序全体における位置づけを総合的に検討し、解釈・適用の場面における問題点を網羅的に検討しておく必要があります。

しかし、これまでの弁護士業務においては、条例の策定について正面から取り組むことは極めてまれで、訴訟の段階に至って初めて問題に直面する場合も多く、弁護士側の関心もあまり高くなかったのではないのでしょうか。

そこで、自治体等連携センターでは、条例の策定について関心をお寄せいただき、立法実務に関する知識と経験をご共有いただく機会として、本研修会を企画いたしました。ぜひ奮ってご参加ください。

## ○講義○ 「立法における弁護士の強みと弱み」

松永邦男内閣法制局第一部長

## ○報告○ 「条例の役割と条例制定に弁護士が関与する意義」

泉房穂明石市長

## ○パネルディスカッション（及び会場との意見交換）○

「条例制定に関与した弁護士の実体験・関与したい弁護士からの質疑」

司会 幸田雅治弁護士（自治体等連携センター条例部会長）

パネリスト 水上貴央弁護士（第一東京弁護士会）

帖佐直美弁護士（流山市政策法務室長，東京弁護士会）

12/20（土） 13：00～17：00

（開場・受付開始 12：45～）

弁護士会館 17階 1702会議室

地下鉄「霞ヶ関」駅（B1-b出口直結）

参加無料

【申込締切：2014年12月12日（金）】※締切後に参加を希望される場合はお問い合わせください。

★WEBでのお申込み

<https://qooker.jp/Q/auto/ja/OOOOOO/join/>

★FAXでのお申込み

以下の参加申込書をFAXにてお送りください。

参加申込書 キリトリ不要・送信票不要

日弁連事務局業務第三課 行き：FAX 03-3580-9888

※FAXをお持ちでない方はお電話でお申込みください。

御所属

※弁護士は所属会と登録番号をご記入ください。

ふりがな  
お名前

御連絡先

TEL ( — — ) EMAIL ( @ )

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただきます。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

なお、当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。また、会場の都合等により、御参加いただけない場合がございますので御了承ください。

お申込み・お問い合わせ：日本弁護士連合会業務部業務第三課 TEL 03-3580-9826



## 監査人・補助者内訳

年度	監査人				補助者				合計		
	自治体合計	弁護士	公認会計士	税理士	行政実務 精通者	税理士	公認会計士	税理士		行政実務 精通者	その他
平成11	86	7	76	2	1	23	429	17	6	84	559
12	91	7	81	2	1	29	439	22	9	81	580
13	95	8	84(1)	2	1						
14	100	8	88(1)	3	1	46	451	38		136	671
15	104	7	94(1)	2	1	43	477	39		132	691
16	108	9	95	3	1	40	497	40		133	710
17	111	6	101(2)	4		30	526	39		134	729
18	114	7	104(1)	3		36	519	34		130	719
19	113	9	104(3)	0		41	479(5)	23		133	676
20	118	11	102(3)	5		45	434	67		117	663
21	119	10	102	7		44	436	65		121	666
22	119	8	103	8		45	487	56		147	735
23	118	7	106(1)	5		46	513	48		148	755
24	119	11	103	6		48	530	51		119	748

〈注〉いずれも全国市民オンブズマン連絡会議包括外部監査評価班「包括外部監査の通信簿」からの数字を拾ったもので、監査人補助者の数は、平成12年度までは、総務省調査による数字であるが、その後は、上記オンブズマンの調査による数字であって、平成13年度は統計がなされておらず、平成14年度からは、「行政実務精通者」の数は区別されていない。

※1 平成13年度から平成15年度までの公認会計士のかつこ内の数字(1)は、公認会計士、弁護士、税理士の資格を有する者の数

※2 ※1以外のかつこ内の数字はいずれも公認会計士と税理士を兼務している者の数



## 包括外部監査人就任状況(自治体・資格別)

&lt;都道府県&gt;

自治体名	包括外部監査 開始年度	監査 回数	就任監査人資格			
			弁護士	公認会計士	税理士	行政実務 精通者
北海道	平成11年度	15	4	9 (1)	2	
青森県	平成11年度	15		13 (2)	2	
岩手県	平成11年度	15		15		
宮城県	平成11年度	15		15		
秋田県	平成11年度	15		15		
山形県	平成11年度	15		15		
福島県	平成11年度	15		15		
茨城県	平成11年度	15		9	6	
栃木県	平成11年度	15		15		
群馬県	平成11年度	15		15		
埼玉県	平成11年度	15		15		
千葉県	平成11年度	15		15		
東京都	平成11年度	15		15		
神奈川県	平成11年度	15	1	11 (2)	3	
新潟県	平成11年度	15		15 (1)		
富山県	平成11年度	15		15		
石川県	平成11年度	15		15		
福井県	平成11年度	15		15		
山梨県	平成11年度	15	8 (3)	7		
長野県	平成11年度	15		15 (3)		
岐阜県	平成11年度	15		15		
静岡県	平成11年度	15		15		
愛知県	平成11年度	15	3	12		
三重県	平成11年度	15		15		
滋賀県	平成11年度	15		15		
京都府	平成11年度	15		15 (9)		
大阪府	平成11年度	15	9	6		
兵庫県	平成11年度	15		15		
奈良県	平成11年度	15		15		
和歌山県	平成11年度	15		15		
鳥取県	平成11年度	15	3	8	4	
島根県	平成11年度	15	9	6		
岡山県	平成11年度	15	5	10		
広島県	平成11年度	15	5	5	5	
山口県	平成11年度	15		15		
徳島県	平成11年度	15	15			
香川県	平成11年度	15		15		
愛媛県	平成11年度	15		15		
高知県	平成11年度	15	6	9		
福岡県	平成11年度	15		15		
佐賀県	平成11年度	15		15		
長崎県	平成11年度	15		15		
熊本県	平成11年度	15		15		
大分県	平成11年度	15		15		
宮崎県	平成11年度	15		15		
鹿児島県	平成11年度	15		15		
沖縄県	平成11年度	15	6	9		

<注>いずれも全国市民オンブズマン連絡会議包括外部監査評価班『包括外部監査の通信簿』に所収の「監査人資格・氏名一覧表(平成11年度～平成20年度)」(表2-1)及び「監査人資格・氏名一覧表(平成21年度～平成25年度)」(表2-2)から、資格ごとの就任回数(延べ人数)を算出したものである。

※1 山梨県の()内の数字は、弁護士と公認会計士資格を有する者の数

※2 ※1以外の()内の数字は、いずれも公認会計士と税理士を兼務している者の数

## ＜政令指定都市＞

自治体名	包括外部監査 開始年度	監査 回数	就任監査人資格			
			弁護士	公認会計士	税理士	行政実務 精通者
札幌市	平成11年度	15	3	12		
仙台市	平成11年度	15		15		
さいたま市	平成15年度	11		11		
千葉市	平成11年度	15		15		
横浜市	平成11年度	15	3	12		
川崎市	平成11年度	15		15		
相模原市	平成13年度	13		13		
新潟市	平成11年度	15	6	9		
静岡市	平成11年度	15		15		
浜松市	平成11年度	15	3	12		
名古屋市	平成11年度	15	4	11		
京都市	平成11年度	15		4	11	
大阪市	平成11年度	15		15		
堺市	平成11年度	15	9	6		
神戸市	平成11年度	15		15		
岡山市	平成11年度	15	8	7		
広島市	平成11年度	15		15		
北九州市	平成11年度	15		15		
福岡市	平成11年度	15	3	12		
熊本市	平成11年度	15		15		

## ＜中核市＞

自治体名	包括外部監査 開始年度	監査 回数	就任監査人資格			
			弁護士	公認会計士	税理士	行政実務 精通者
函館市	平成17年度	9		6	3	
旭川市	平成12年度	14		14 (4)		
青森市	平成18年度	8		8		
盛岡市	平成16年度	10		10		
秋田市	平成11年度	15		9		6
郡山市	平成11年度	15		15		
いわき市	平成11年度	15		15		
宇都宮市	平成11年度	15		15		
前橋市	平成21年度	5		5		
高崎市	平成23年度	3		3		
川越市	平成15年度	11		11		
船橋市	平成15年度	11		11		
柏市	平成20年度	6		6		
横須賀市	平成13年度	13		13		
富山市	平成11年度	15		15		
金沢市	平成11年度	15		15		
長野市	平成11年度	15		12 (1)	3	
岐阜市	平成11年度	15		15		
豊橋市	平成11年度	15		15		
岡崎市	平成15年度	11		11		
豊田市	平成11年度	15	3	12		
大津市	平成21年度	5		5		
豊中市	平成24年度	2		2		
高槻市	平成15年度	11		11		
東大阪市	平成17年度	9		9		
姫路市	平成11年度	15		15		
尼崎市	平成21年度	5		5		
西宮市	平成20年度	6		6		

奈良市	平成14年度	12		12		
和歌山市	平成11年度	15		15		
倉敷市	平成12年度	14	2	12		
福山市	平成11年度	15	3	12		
下関市	平成17年度	9		7	2	
高松市	平成11年度	15		15 (1)		
松山市	平成12年度	14		14		
高知市	平成11年度	15		15		
久留米市	平成20年度	6		6		
長崎市	平成11年度	15	2	10	3	
大分市	平成11年度	15		15		
宮崎市	平成11年度	15		9	6	
鹿児島市	平成11年度	15		15		
那覇市	平成25年度	1		1		

※ ( )内の数字は、いずれも公認会計士と税理士を兼務している者の数

<条例制定地方公共団体>

自治体名	包括外部監査 開始年度	監査 回数	就任監査人資格			
			弁護士	公認会計士	税理士	行政実務 精通者
北海道伊達市	平成25年度	1		1		
埼玉県所沢市	平成23年度	3		3		
東京都港区	平成13年度	13		13		
東京都文京区	平成12年度 (平成17年度で終了)	6		6		
東京都目黒区	平成14年度 (平成22年度で終了)	9	5	4		
東京都世田谷区	平成16年度 (平成22年度で終了)	7		7		
東京都荒川区	平成13年度	13		13		
東京都足立区	平成16年度 (平成20年度で終了)	5		5		
東京都大田区	平成17年度	9		9		
東京都江東区	平成20年度	6		6		
東京都町田市	平成19年度	7		7		
東京都八王子市	平成11年度	15		14	1	
神奈川県城山町	平成16年度 (平成18年度で終了)	3		3		
岐阜県瑞穂市	平成22年度 (平成25年度は休止)	3			3	
大阪府八尾市	平成14年度	12		12		
大阪府枚方市	平成18年度	8		8		
島根県出雲市	平成23年度	3	2		1	
香川県丸亀市	平成16年度 (平成20年度で終了)	4		4		
香川県坂出市	平成14年度 (平成22年度で終了)	9		9		
香川県善通寺市	平成14年度 (平成24年度で終了)	9		9		
長崎県佐世保市	平成20年度 (平成22年度で終了)	3			3	
北千葉広域 水道企業団	平成18年度 (平成18年度のみ)	1		1		





## 2014年度包括外部監査人等経験交流会

## 進 行 次 第

日時 平成26年7月19日(土) 午後1時30分～午後5時  
場所 横浜弁護士会館5階大会議室

## 第1 開会挨拶

## 第2 参加者自己紹介

## 第3 包括外部監査人・補助者からの報告

- 1 平成25年度の監査報告の概要について
- 2 平成26年度の監査の進捗状況について

## 第4 包括外部監査の手法

- 1 監査テーマの選定について
- 2 補助者について  
人数・資格者, 報酬・費用分担等
- 3 監査の手法について
- 4 自治体側との協力態勢について
- 5 その他

第5 包括外部監査報告書に対する対応について  
自治体の対応, 監査人による検証等

## 第6 包括外部監査人への弁護士採用促進について

- 1 日弁連としてのバックアップ  
地方自治体への働きかけ, 単位会への働きかけ
- 2 推薦候補者の確保
- 3 提案書(企画書)の作成等に向けての準備

## 第7 監査制度の改正の動きについて

## 第8 閉会挨拶



日弁連業3第134号  
2014年（平成26年）8月8日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会  
事務総長 春 名 一 典  
(公印省略)

包括外部監査制度への対応及び実態調査について（依頼）

包括外部監査制度は、別紙1のとおり、都道府県、政令指定都市、中核市では包括外部監査の実施が義務付けられており、その他の地方公共団体においても条例を定めることによって、同制度を導入することが可能となっています（以下、これら地方公共団体を総称して「監査対象団体」といいます。）。

そして、包括外部監査人には、弁護士、公認会計士、実務経験者のほか、税理士も就任することができることとなっており、条文上は弁護士が最初に記載されています（地方自治法第252条の28）。ところが、平成11年4月に、同制度が義務付けられてから現在に至るまで、ほとんどの監査対象団体では、包括外部監査人に公認会計士が就任しており、弁護士が就任するのは全体の1割にも満たない状況です。そのため、弁護士を包括外部監査人に選任したことがない監査対象団体も多く存在し、また、包括外部監査人を経験した弁護士が全くいない弁護士会も少なくありません。

このような状況下において、当連合会では、監査対象団体の財務行為をチェックすることの重要性に鑑み、法律サービス展開本部自治体等連携センターに「外部監査・第三者委員会部会」を設置し、弁護士が包括外部監査人に就任することについて、弁護士会及び弁護士会連合会をバックアップするとともに、監査対象団体に対する働きかけを行うことを予定しています。

つきましては、上記活動の実施に当たり、下記の御協力を賜りたく依頼申し上げます。

御不明の点等ございましたら、末尾記載の担当課宛てにお問い合わせください。

記

- 1 別紙1記載の包括外部監査制度について御理解の上、監査対象団体から包括外部監査人の推薦依頼があった場合には、所属弁護士を推薦できる体制を整えてい

ただきたくお願いいたします。また、特に別紙1の4に記載の、次年度、包括外部監査人が交代する可能性のある監査対象団体に対しては、当連合会からも働きかけを予定していますので、対応する弁護士会においても、御準備をお願いいたします。

- 2 監査対象団体における、包括外部監査人の選任方法等を確認するため、本年9月5日(金)までに、別紙2の実態調査に御回答いただきたくお願いいたします。

(別紙1)

## 包括外部監査制度について

## 1 包括外部監査とは

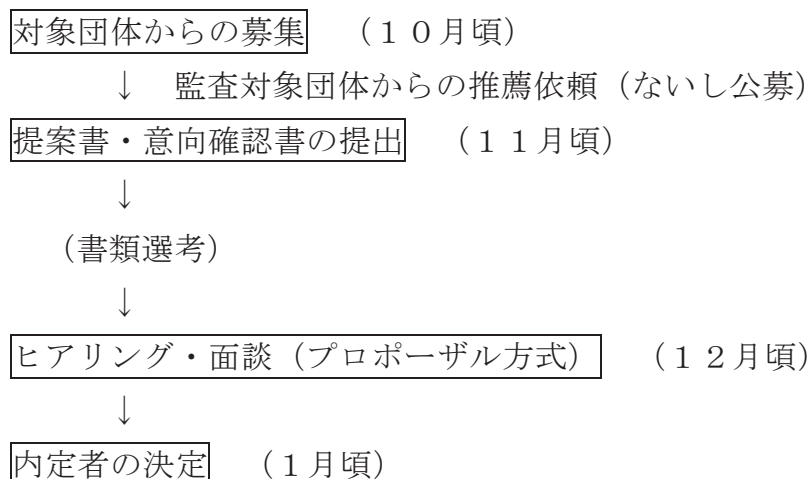
包括外部監査は、地方自治法252条の36以下に規定され、都道府県、政令指定都市及び中核市では実施が義務付けられており、それ以外の市町村でも条例で定めることにより導入することができます。

包括外部監査は、弁護士、公認会計士等の専門家が監査対象団体との契約に基づいて行うものですが、この契約は、会計年度ごとに締結されるもので、同じ者が連続して4回、同じ監査対象団体と契約することができないことと規定されています(同法252条の36第3項)。

包括外部監査は財務監査ではありますが、監査のテーマは、会計年度ごとに、包括外部監査人が1つ以上の「特定の事件」(テーマ)を選んで行うもので(同法252条の37第2項)、包括外部監査人は、その監査の結果に関する報告書を提出しなければならないことになっています(同法252条の37第5項)。

## 2 推薦・公募の流れ

多くの監査対象団体では、次のような流れになっており、公募の場合には、面談等の前に書類選考がなされることがあり、また、書類選考だけで、面談等がなされない場合もあります。



## 3 包括外部監査人・補助者の就任状況(平成24年度)

## (1) 監査対象団体 119団体

(内訳 都道府県47, 政令指定都市20, 中核市41, 条例制定地方公共

団体 11)

(2) 包括外部監査人数 119名

(内訳 弁護士11名, 公認会計士103名, 税理士5名)

※公認会計士の数には, 公認会計士兼税理士も含まれます。

(3) 補助者総数 748名 (うち, 弁護士は49名)

※他の資格を有する弁護士数が含まれていない場合があります。

#### 4 平成27年度に包括外部監査人が交代する可能性が高いと考えられる監査対象団体

包括外部監査契約は, 会計年度ごとに締結されますが, 上記1記載のとおり, 同じ監査人が連続して4回以上契約を締結することはできないため, 多くの監査対象団体では, 2年, 3年のサイクルで包括外部監査人が交代しています。

そのため, 交代時期をある程度把握することができ, 特に, 次年度, 包括外部監査人が交代する可能性のある監査対象団体は以下のとおりです。

(1) 都道府県

新潟県, 愛媛県, 佐賀県

(2) 政令指定都市

さいたま市, 川崎市, 大阪市

ただし, さいたま市は, 公認会計士を前提に公募 (応募期間・7月14日から8月8日) が行われています。

(3) 中核市

青森市, 前橋市, 船橋市, 富山市, 岡崎市, 大津市, 豊中市, 高槻市,  
尼崎市, 松山市, 宮崎市

(4) 条例制定地方公共団体

八王子市

(別紙2)

## 包括外部監査に関する実態調査（質問用紙）

## 第1 包括外部監査人の募集方法・就任状況等について

## 1 貴会の対応する地方公共団体（包括外部監査対象団体）における、包括外部監査人の募集方法

2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までの包括外部監査人に関して、別紙2-2に記入する形で、御回答ください。

## (1) 包括外部監査人の募集方法について、

ア 一般公募[以下(5)にも御回答ください。]

イ 弁護士会のみへの推薦依頼[以下(2)、(3)及び(5)にも御回答ください。]

ウ 弁護士会と他団体への推薦依頼[以下(2)～(5)にも御回答ください。]

エ 他団体のみへの推薦依頼[以下(3)及び(5)にも御回答ください。]

オ 「ア」～「エ」以外の方法による選定（いわゆる一本釣りにより地方公共団体が特定候補者を選定する方法等）[以下(4)及び(5)にも御回答ください。]

カ 不明

(2) 上記(1)において、「イ」又は「ウ」を御回答いただいた場合には、貴会に推薦依頼があったときの推薦依頼者数及び推薦者数を教えてください（推薦依頼はあったが、推薦しなかった場合には、「無」と御回答ください）。

また、推薦した場合、候補者をどのようにして選出したか（会内手続）も教えてください。

(3) 上記(1)において、「ウ」又は「エ」を御回答いただいた場合には、弁護士会以外のどの団体に推薦依頼をしているかを御回答ください。

(4) 上記(1)において「オ」を御回答いただいた場合には、どの資格者かを教えてください。

(5) 上記(1)において、「ア」～「オ」を御回答いただいた場合には、推薦依頼を受けた時期（「ア」の場合には、公募の情報提供を受けた場合にその時期）及び募集期間を教えてください。

## 2 弁護士の包括外部監査人就任状況

弁護士が包括外部監査人に選任されている場合には、その氏名（登録番号）を教えてください。

## 第2 貴会の取組状況・体制について

- 1 貴会において、包括外部監査人ないし補助者の採用に向けて、取り組まれていることはありますか。
- 2 ある場合には、以下について御回答ください。
  - ア 対応する委員会がある場合には回答用紙に御記入ください。
  - イ 2009年度（平成21年度）以降、具体的にどのような活動をしていいますか。

## &lt;記載例&gt;

- ・研修会（H25.10月実施。参加数60名）
- ・〇〇市への推薦依頼訪問
- ・公認会計士協会との勉強会（年3回）
- ・包括外部監査人推薦名簿の調製（登載者数15名）

- 第3 包括外部監査人についての日弁連への要望がありましたら、お寄せください（具体的に記載してください。）。)



<FAX回答先 03-3580-9888 (日弁連業務第三課 山崎 行)>  
<回答期限 2014年9月5日(金)>

(別紙2-2)包括外部監査に関する実態調査【回答用紙】  
【 弁護士会

第1 包括外部監査人の募集方法・就任状況等

年度	地方公共団体名	(1) 募集方法	(2) 推薦依頼者数・推薦者数／会内手続	(3) 他団体への推薦依頼／ (4) 資格名	(5) 推薦時期／募集期間	2 包括外部監査人氏名 (登録番号)
2014年度	〇〇県〇〇市	ウ 弁護士会と他団体への推薦依頼	2名／常議員会、弁護士推薦委員会、 執行部による一本釣り etc...	推薦依頼、他団体等 公認会計士協会	2013年9月頃／ 2013年11月1日～同月25日	〇〇 〇〇 (12345)
1					年 月 日～年 月 日	
2					年 月 日～年 月 日	
3					年 月 日～年 月 日	
4					年 月 日～年 月 日	
5					年 月 日～年 月 日	
6					年 月 日～年 月 日	
7					年 月 日～年 月 日	
8					年 月 日～年 月 日	
9					年 月 日～年 月 日	
10					年 月 日～年 月 日	

※ 本回答用紙に回答が収まらない場合には、適宜回答欄を追加してください。

第2 貴会の取組状況・体制等

1 貴会の取組状況

有 ・ 無
-------

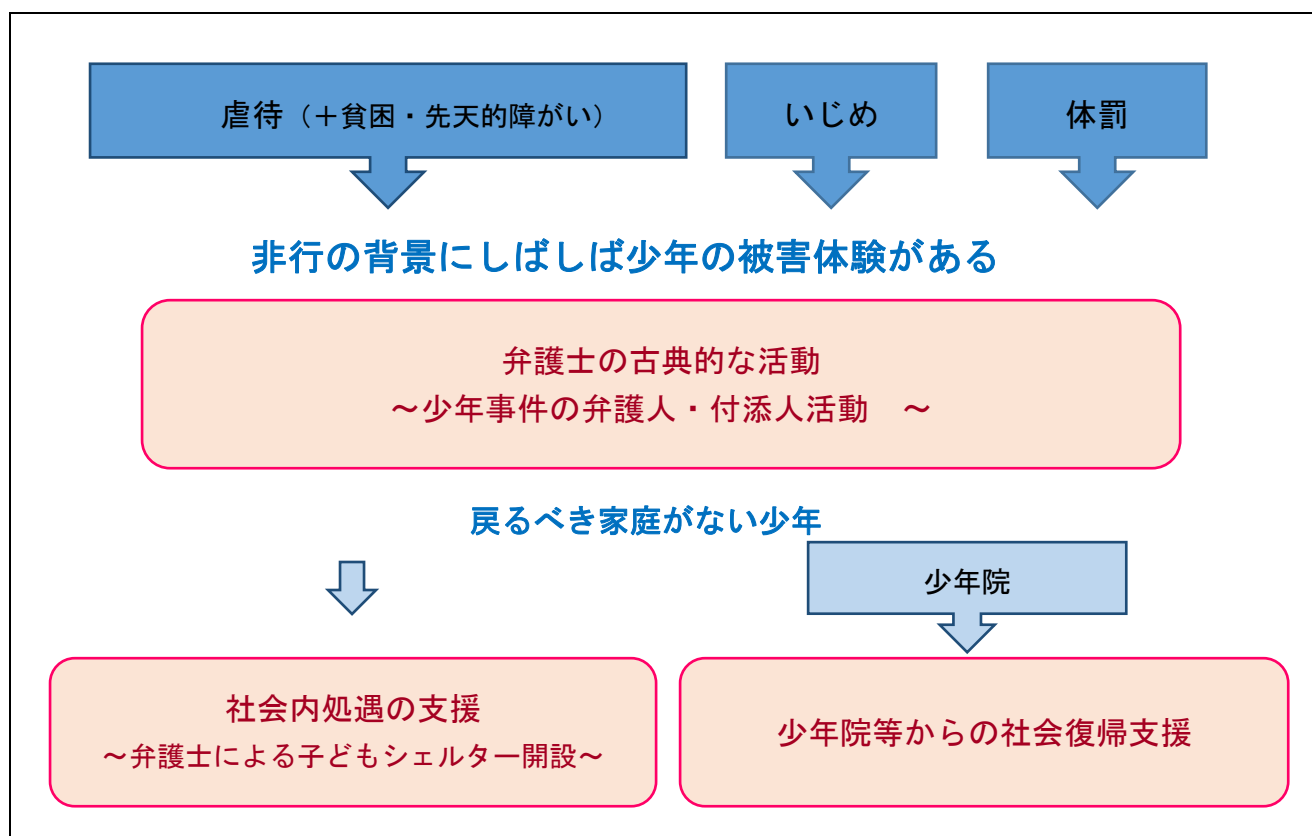
2 ある場合  
(1) 対応委員会名

(2) 具体的な活動

	記入例【研修会(H25.10月実施。参加数60名)、〇〇市への推薦依頼訪問、公認会計士協会との勉強会(年3回)、包括外部監査人推薦名簿の調製(登載者数15名)等】
1	
2	
3	
4	
5	

第3 包括外部監査人についての日弁連への要望

## 子どもの人権保障と弁護士の活動領域の拡大



### 1 古典的な弁護士の活動——少年事件の弁護人・付添人活動

→ 非行の背景に虐待（＋貧困・先天的障がい）・いじめ・体罰等、少年の成育歴における被害（人権侵害）体験があることを実感。

——非行は成長発達権が侵害されてきた子どもたちのSOS

→ 社会内に居場所がないために少年院送致になる少年が少なからずいること（社会内処遇の支援の必要性）、審判終了後も弁護士による社会復帰支援が必要であることを実感。

### 2 児童虐待問題への弁護士の取り組み

#### （1）児童相談所の代理人として

約20年前から、児童相談所への「押し掛け弁護士」として、児童相談所の代理人活動等を担う。

→ 児童相談所の嘱託弁護士・協力弁護士等、非常勤弁護士として勤務（常勤の例も出るようになった）。

**(2) 子どもの代理人として**

子どもは保護の客体ではなく、人権・権利の主体である。

→ 権利行使の主体として、弁護士による法的支援の必要性

**3 弁護士による非行少年の社会復帰支援****(1) 社会内処遇の支援**

居場所のない少年のための居場所作り

～弁護士が中心となって子どものためのシェルターを開設～

※ 付添人活動とはまったく次元の異なる支援の仕方

**(2) 少年院等からの社会復帰支援**

帰る場所のない少年（虐待親・貧困等、養育能力の欠如）

⇔ 更生保護と児童福祉の重なりあいが、少年のためにうまく機能していない。

→ 関係機関との調整等、弁護士による法的支援の必要性

**4 学校問題への取り組み****(1) スクール・ローヤー**

約15年前の東京弁護士会での試行

学校や自治体の顧問弁護士とは違う、子どもの権利保障に重点を置いて活動する弁護士として構想

**(2) 法教育**

人権教育、いじめ予防授業

**5 子どもによる弁護士へのアクセスの問題****(1) 弁護士費用の問題**

現行の民事法律扶助制度は、子どもには利用できない

① 立替・償還制であるため

② 行政との交渉には使えないため

→ 日弁連が法テラスに委託して実施している子どもに対する法律援助事業（財源は弁護士から徴収した特別会費）を使ったり、完全無償で活動したり。

**(2) 物理的なアクセスの問題**

一時保護所、児童福祉施設、少年院等にいる子どもたちが弁護士にアクセスできるルートの必要性

平成 26 年度大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」運営委員会

地域包括支援センター等法律援助事業 進捗状況報告書

2014年9月5日

日弁連 自治体等連携センター福祉部会 御 中

日弁連：高齢者・障害者の権利に関する委員会  
事務局長 弁護士 青木佳史

### 1 活動経過

- |           |   |
|-----------|---|
| 5月中旬      | 事業要綱を定め、今後の実施計画を定める。  |
| 5月末       | 自治体向け事業開始案内書発送  |
| 6月11日・19日 | 相談担当者研修会 八尾市地域包括担当者が講師<br>約50名が受講   |
| 6月中旬～     | 大阪府下の大阪市・堺市除く全市町村（41）に対し、<br>担当弁護士を割り振ってキャラバン訪問を実施した。<br><b>全市町村に実施済み</b>                             |
| 6月末       | キャラバンでのヒアリングによる要望を事業要綱に反映   |
| 6月下旬～     | 各市町村からの申し込みを順次受付、派遣決定する。<br><b>派遣決定自治体数 28市町村</b> （8月31日現在）<br>（内訳）地域包括支援センター 27市町村<br>障がい者相談支援事業所 1市 |
| 7月上旬～     | 申込み市町村ごとに担当を決定して通知<br>各担当者地域包括で毎月の日程調整<br>7月から定例相談会の実施を開始   |
| 9月～       | 次年度からの予算化に向けた自治体への提案（予定）  |

### 2 活動の評価

すでに地域包括の委託を受けている社協等が、顧問弁護士によって定例相談をしている等の一部を除いては、積極的なリアクションがみられ申し込みも順調になされている。

地域包括だけではなく、市町村職員等への相談を含めて、とのニーズが多い。

また、利用者への個別相談との継続性を求めるニーズも多い。

小さな自治体では、毎月の相談ニーズに懸念があるが、ミニ学習会を含めることで、積極的な受けとめになっている。

障がい者相談支援事業所の反応は十分ではなく、ニーズの把握に努めたい。

### 3 次年度以降の制度化に向けて

すでにキャラバンをする中で、次年度継続する場合の予算などの問い合わせがある。

早い段階で、制度化（自治体との契約等）についての提案をしていくことと、予算化が難しい自治体における支援策も必要になる。

以上

